

第七十七回国会 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和五十一年四月二十八日(水曜日) 午前十時三十三分開議

農林水産委員会 尾崎 毅君 調査室長

出席委員

委員長 湊 徹郎君

理事 今井 勇君 理事 片岡 清一君

理事 菅波 茂君 理事 山崎平八郎君

理事 井上 泉君 理事 角屋堅次郎君

理事 中川利三郎君

足立 篤郎君 江藤 隆美君

加藤 紘一君 金子 岩三君

吉川 久衛君 佐々木秀世君

澁谷 直藏君 染谷 誠君

渡辺美智雄君 柴田 健治君

島田 琢郎君 竹内 猛君

野坂 浩賢君 芳賀 貢君

馬場 昇君 津川 武一君

瀬野栄次郎君 林 孝恒君

稻富 稜人君

出席國務大臣 農 林 大 臣 安倍晋太郎君

出席政府委員 農林大臣官房長 森 整治君

林野庁長官 松形 祐善君

水産庁長官 内村 良英君

委員外の出席者

参 考 人 (全国森林組合連合会会長) 植田 守君

参 考 人 (社団法人日本水産会専務理事) 森澤 基吉君

参 考 人 (全国漁業協同組合連合会会長) 及川 孝平君

参 考 人 (日本鯉鮪漁業協同組合連合会会長) 増田 正一君

委員の異動

四月二十三日

辞任 補欠選任

不破 哲三君 諫山 博君

同日

辞任 補欠選任

諫山 博君 金子 満広君

同日

辞任 補欠選任

金子 満広君 諫山 博君

三月三十日

こんやく生産農家の経営と生活安定に関する請願(津川武一君紹介)(第二二五五号)

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請願(津川武一君紹介)(第二二五七号)

四月八日

道頓堀場外馬券売場の設置反対に関する請願(井岡大治君紹介)(第二二九一号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等畜産物価格の引上げに関する請願(岡田春夫君紹介)(第二六九二号)

同外三件(塚田庄平君紹介)(第二六九三号)

同外三件(美濃政市君紹介)(第二六九四号)

同外二件(塚田庄平君紹介)(第二七六六号)

同外二件(美濃政市君紹介)(第二七六七号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等の畜産物価格引上げに関する請願(美濃政市君紹介)(第二七六五号)

同月十二日

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等畜産物価格の引上げに関する請願外二件(塚田庄平君紹介)(第二八六〇号)

同外三件(美濃政市君紹介)(第二八六一号)

同外二件(美濃政市君紹介)(第二八六六号)

同外二件(塚田庄平君紹介)(第二八八七号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等の畜産物価格引上げに関する請願(塚田庄平君紹介)(第二八六一号)

配合飼料の価格安定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二九七九号)

森林国営保険制度の改善に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二九八〇号)

優良農用地の確保に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二九八二号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等の畜産物価格の引上げに関する請願(美濃政市君紹介)(第二九八三号)

野菜生産出荷安定法の改正に関する請願(津川武一君紹介)(第二九八四号)

蚕糸業の振興に関する請願(津川武一君紹介)(第二九八五号)

同月十三日

昭和五十一年産米の全量買入れ等に関する請願(多田光雄君紹介)(第三〇五二号)

加工原料乳保証価格算定方式の改善等に関する請願(多田光雄君紹介)(第三〇五三号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等畜産物価格の引上げに関する請願(塚田庄平君紹介)(第三〇五四号)

同外三件(美濃政市君紹介)(第三〇五五号)

昭和五十一年度加工原料乳保証価格等の畜産物価格引上げに関する請願(塚田庄平君紹介)(第三〇五六号)

中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願(佐々木更三君紹介)(第三二二五号)

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請願(古川喜一君紹介)(第三二二六号)

同月十四日

蚕糸業の振興に関する請願(津川武一君紹介)(第三二五八号)

さとうきびの生産安定対策に関する請願(山中貞則君紹介)(第三四五四号)

農業政策の確立に関する請願(山中貞則君紹介)(第三四五五号)

のりの価格保障に関する請願(庄司幸助君紹介)(第三四五六号)

同月二十一日

中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願(竹内猛君紹介)(第三五七〇号)

同(吉田法晴君紹介)(第三五七一号)

同(平林剛君紹介)(第三六一九号)

農業経営の安定対策等に関する請願(八百板正君紹介)(第三六一八号)

同月二十四日

漁業経営の危機救済に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第三七五二号)

は本委員会に付託された。

四月九日

昭和五十一年度産米の予約限度超過米買上げ促進に関する陳情書外一件(福岡市中央区天神一の一の八福岡県町村会長藤本功外一名(第一八五号)

繭糸、絹織物等の輸入規制等に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一の一の四全国養蚕農業協同組合連合会副会長佐藤了寿外七名(第一八六号)

畜産経営安定の基本施策確立に関する陳情書外一件(若手県上閉伊郡宮守村議会議長鈴木賢一外一名(第一八七号)

昭和五十一年産てん菜最低生産者価格等に関する陳情書(北見市議会議長小林清博)(第一八八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

林業改善資金助成法案(内閣提出第一四号)

漁業再建整備特別措置法案(内閣提出第一八号)

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

漁船船主責任保険臨時措置法案(内閣提出第二〇号)

農林水産業の振興に関する件(林業及び水産業の諸問題)

○濃委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の振興に関する件、すなわち、林業及び水産業の諸問題について、本日、全国森林組合連合会会長植田守君、社団法人大日本水産会専務理事森澤基吉君、全国漁業協同組合連合会会長理事及川孝平君、日本鯉鱒漁業協同組合連合会会長増田正一君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濃委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○濃委員長 この際、参考人各位に申し上げます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

林業及び水産業の諸問題につきまして、参考人各位のそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見を御聞かせいただきたく存じます。

なお、議事の都合上、御意見はお一人十五分程度、植田参考人、森澤参考人、及川参考人、増田参考人の順序でお述べをいただき、その後各委員からの質疑がございますので、これにお答えをいただければ大変幸せと存じます。

それでは、植田参考人をお願いいたします。植田参考人。

○植田参考人 ただいま御紹介いただきました植田でございます。

私は、林業の問題につきまして御意見を申し上げます。

御承知のようにわが国の林業は、特に木材面におきましてたゞいま非常に重要な時期に立っていると思われのであります。それは、終戦後、従来からの国産材を中心にして需要を賄ってまいりましたものが、経済の成長の結果、木材の供給の不足を来しまして外材が入ってきておる。御承知のように、今日では外材が六〇%以上入ってきております。国産材はわずかに三〇%にとどまっております。国産材はわずかに三〇%にとどまっております。国産材はわずかに三〇%にとどまっております。

から見て、これは今日やむを得ないという事は皆様も十分御承知かと存じます。外材の輸入がそれ相当にしなければならぬという事は、私どもはつきりと認識はいたしております。がしかし、今日国内の林業者が非常な苦痛を感じていることがこの事実から出ておるのであります。

それは価格の不安定さであります。あるいはおしかりを受けるといけませんけれども、昔から木材そのものの生産者は、いわゆる山師と言っておったものであります。きわめて投機的な物の動かし方をやっておったという事は事実であります。そういうものが今日もおかつ残されている流通機構でありますので、勢い木材価格の面で非常な不安定さがあるという事は、皆様方も御承知かと存じます。そのために、国内の林業生産は造林面において沈滞の空気が出てくるということに相なってくるわけでありまして、あるいは造林ばかりでなしに、いろいろな面においての沈滞が林業面に出てきておるようなわけでありまして、

そこで、われわれ林業者の立場から申しますと、今日最も苦痛を感じておるのは、この価格をどうして安定するか、安定してくる一つの考え方を行政的にも政治的にも打ち出しているかどうかという事柄が一つあるわけでありまして、従来、外材の輸入が六〇%を超えておるわけでありまして、外材の輸入は今日もお木材全体の需給の上から見て、常にある程度のセーブをしながら国内需給の価格を乱さずにとっておるとは決して言えないのであります。そういう意味合いにおいて、私は、外材の輸入を規制しろとは申しませんが、国内の需給によく見合った、国内の需給を十分勘案した方向で外材の輸入をするような一つの組織を考えていただきたい。それには、名称はどうでもよろしゅうございしますが、外材輸入の調整機構を一つの強力な形でもって実現していくような方向をとり、そして価格問題の安定に資していただきたい。

御承知のように、三十年代に一度、四十年の後半に一度木材の非常に高騰を来した時期がございまして、そういう時期には直ちに、消費者価格のペーシングを目標にいたしまして、国有林の増産体制をとつたり民有林の増産体制をいたしたり、あるいはまた外材の輸入の促進を図つたりというようなことが行われておりますが、片方、今日の事態のように木材の価格が停滞してまいりました時代には、林業者に対する価格の安定政策というものは全然とられていない、需給からくる価格政策であるという意味合いにおいて野放しになっておるといふことであります。こういった点に対して、木材備蓄機構というものもあるのではあります。この木材備蓄機構の今日の内容では、われわれが期待するような価格の安定政策はとれない、かように考えておるようなわけでございまして、ぜひひとつ木材の適切な需給に合うような調整機能を持つた一つの組織を考えたいただきたいということとでございます。それが林業者にとつての当面する一番重要な問題でございます。

次は、御承知のように、森林法によりましてわ

が国は世界でも有数の森林の基本計画というものを持ち、また林業基本法で木材の長期需給見通しをやることになっております。その両面から見まして、今日わが国の木材資源、森林資源は非常に勢いで、戦後、行政の適切な政策、政治の適切な施策を受けて造林地が増加してまいっております。数字をちょっと申し上げますれば、二千五百万ヘクタールの森林面積のうち、すでに八百五十万ヘクタールが人工造林地化しております。その内容というものは、適切な国の計画である基本計画のもとに処理されておる数字でございます。

しかもその中に、昭和五十年代において三百八十万ヘクタールの間伐を要する面積があるわけでありまして、林業経営技術から申しまして、間伐はきわめて重要な、将来の有効な森林を育成する唯一の技術的方法でございます。その間伐に対しまして将来を考へるならば、三百八十万ヘクタールの森林から間伐されま材積を、たとえば一ヘクタールの材が出てくるわけであります。この将来出てくる材を森林資源として有効に活用することは、わが国の木材の需要の上から見てきわめて大切な事柄だと思ひます。十年間で三千八百万立米でございます。一年にすれば三百八十万立米、石にして一千二百万石くらいになるかと思ひます。これはきわめて大きな数字でございます。この間伐は実際には、現在森林組合などが中核になりまして組合員の山の協業体制をもって集団的に間伐を実施したりいたしておりますけれども、前に申し上げましたように価格が低迷している安い時代においては、持ち出し分が多くて間伐による収入に比べて十分有効な森林の維持培養をすることがなかなかむずかしい事態になっております。

将来、これらの数字を頭に入れて考えていきたいと思います。間伐に対して販売、加工等についての十分の手当てをしていく必要が今日あるかと思ひます。森林組合が中心になっておる事業に対しまして、事務的な助成は別にしまして、間伐を実施する段階においての技術的な助成というものを

特に考えて、加工、販売面の新しい方向を打ち出すことが今日きわめて重要であり、その点を林業者は非常に期待しておるようなわけでありませう。

次に来る問題は、労務の問題でございます。労務は、御承知のように農山村からどんどん都市の方へ流出してまいりましたが、最近の不況下においてUターン現象が起きていて、統計数字によりまして林業労務がややふえてきているという事実はあるようでありませう。しかし、その労務の内容については少く見ますれば、若齢層が流出して減少してまいります事柄は依然としてとまらないのでありまして、だんだん老齢化されてくる事実がはつきりいたしておるわけでございます。

たとえて申し上げますならば、森林組合には、これは非常に珍しい組織なのでございませうが、協業体制を確立していく上から労務を確保する森林組合が非常にふえてきております。全森林組合のうち約七割は森林組合自身が労務組織を確保しておりませう。その人数は約六万人と数えられております。そのうち通年就業としておる者が約一割五分から二割ぐらいあると見込まれております。正確な数字はわかりませんが、そう見込まれております。しかし、一般に季節労務が非常に多いわけでございます。そういった事実にかんがみまして、労務の後継者養成ということが非常に必要になってきておるわけでありまして、この労務対策につきまして行政的にもいろいろお考えをいただいておりますが、なお積極的にこれに対して手を差し伸べていただきたいということでございます。

次は、最後になりますが、林業金融の問題でございます。林業には、御承知のように公庫資金としての国の制度資金が相当額投下されております。その林業融資の内容は長期であり、低利であり、償還期間が長く、元金償還の据置き期間も長いというのが一つの特徴になって体系づけられております。これらに對しまして、特に今日その方向が整っておらないような林業金融もあるわけでありませう。たとえば林道の資金のようなもの

はわりあい短い、中期的な償還期限を持つておるわけでありませう。こういったものの中にございませうので、条件の緩和と今後起きるであろうと思われる拡大をひとつ考えていただきたい。

特に林業金融につきましては、われわれの立場から長年農業、漁業のような信用事業を組合にやらせていただきたという希望は非常に強いのでありませう。先般の森林法改正の際にも強くその要望が出ておるところでございます。これらの問題も、あわせて林業金融面における改善を図っていただきたい。特に、これはこの国会に法案が提出されておるのでございませうが、林業改善資金制度の問題、これはさつき申し上げました間伐の資金の問題、それから労務の資金の問題等が含まれておりまして、ぜひこれは実現をしていただくように御配慮をお願いをしていきたい、かように考えておるようなわけでございます。

最後に一つつけ加えさせていただきますならば、先般の森林法改正におきまして、附則として第二条がつけられて、その御議論の過程において、森林組合制度の単独立法化、それから共済事業の国営保険との一本化の問題、あるいは、もう一つつけ加えられて信用事業の付与という二つの問題が残されております。この点につきましては、当時のわれわれの意向は、今日もいささかも変わっておりませう。強く期待しておるようなわけでありませう。幸いに今日、これは林野庁側において、行政庁において検討会をお持ちになって、その方向で御検討をいただいておりますので、この方向で御検討をいただいております。その御説明を終わらせていただきます。私、御説明を終わらせていただきました。ありがとうございます。

○委員長 どうもありがとうございます。次に、森澤参考人をお願いいたします。森澤参考人。

○森澤参考人 御紹介いただきました森澤でございます。私のほかにあとまだお二方の参考人の陳述がございませうので、私は主として全般的な問題及び国際漁業にポイントをしぼりまして先生方に御説明を申し上げます。もう私が申し上げるまでもないことでございますが、日本の将来を左右する非常に大きな問題といたすのは、私はエネルギーと食糧であろうという事を常々感じております。エネルギーはこの場の議論ではございませうので触れませんが、最近食糧問題というのいろいろな場において論ぜられ、農林省におかれましては、食糧自給率の向上という点において、予算面におきましてもあるいは制度面におきまして非常に力を入れておられるわけでございます。私は、食糧は将来石油と同じように世界の戦略物資になるという考え方を常々持っておる者でございますが、特に、わが国民が摂取いたしておりますたん白質の中で、国民生活の向上と食生活の多様化に伴いまして、動物たん白質のウエートというものが逐次高くなってまいりました。特に、日本人の健康という面から見まして、たん白の中で動物たん白の占める比重が上がっていきまます中で、お魚、いわゆる水産物によって動物たん白を摂取する比重が世界のどの民族よりも非常に高いわけでございます。細かい数字は申し上げませんが、要するに日本人の摂取しております動物たん白質の半分は畜産に依存をいたしておりますし、半分は水産に依存しておるわけでございます。

こういう観点から、先生方にすでに御案内のよう最近の漁業白書をあらためて発表されておられるのとおり、その冒頭で「我が国漁業の概観」をいろいろ述べておられます。水産物安定供給への道」というサブタイトルが掲げられておられます。従来、数回にわたり漁業白書が国会に提出されておられますが、こういうサブタイトルをつけた白書は初めてであろうというふうに私は思います。それはそれなりの背景があるわけでございます。それが国の水産業は、昭和四十九年度におきまして

総漁獲高は一千八十万トン余、世界の第一位を依然として維持をいたしておりますけれども、内容的に見ますと、生産面においても金額面においても、魚種別に見た面においてもいろいろ問題がございませう。特に日本の水産業の漁獲総生産高というのは、過去十年間に約五割ぐらいアップをいたしております。年率四割ぐらいの成長率を続けてきたわけでございます。戦前の最高は昭和十一年だと思っております。四百三十三万トンぐらいでございますので、そのころに比べますと日本の漁獲高というの二倍以上になった。これは旺盛な動物たん白に対する需要という背景があるわけでございますが、最近の動向を見ますと、すでに海洋法等を中心とする国際漁業情勢が日本の漁業生産に濃く影を落とすつございませう。

白書にもございませうように、遠洋漁業を中核といたしております大規模漁業におきましては、前年に比べまして八割ぐらいでございますが、生産高はむしろ減少を見せしております。中小漁業、沿岸漁業は若干ずつ伸びておりますが、生産全体の伸びというのには前年に比べましてわずかに〇・四割というところで、従来年率四割程度で伸びてまいりました日本の生産が非常に停滞的であるというところ。特に国際規制を強く受けます遠洋漁業、これには中小漁業も大資本漁業もございませうが、こういう面においてかけりが出てきたということ。非常に大きな問題であり、今後、安定的に水産物を供給していく場合にいかんしてこういう情勢に對していかんかということが、先生方に政策面において裏づけをお願いしたい最大のポイントでございます。

現在、ニューヨークで国連海洋法会議第四会期開会中でございますが、どうやらこの会期中には、前シネネーブ会議で議長の責任において発表されました正式の草案はできそうにもない状況のようにわれわれ報道を受けております。特に、海洋法条約の中で一番関連の深いのは経済水域の設定問題であり、サケ・マスのような遡河性魚種に関する

問題がございませう。サケ・マスのような遡河性魚種に関する

条項並びにカツオ・マグロのような高度回遊魚に
関する問題でございますけれども、私たちが水産業
界といたしましては、海洋法会議の趨勢に重大な
関心を持っておりまして、ニューヨークある
いはまた夏のジュネーブにおいてコンセンサス
が得られようと思われまいと、もうすでに世界の
大勢は経済水域二百海里に大きく動き出してお
ります。

先般、アメリカ合衆国は、海洋法会議の合意を
待たずして一方的に二百海里の漁業専管水域法案
を議会で可決し、フオード大統領もこれに署名を
いたしましたことは御案内のとおりでございます。
来年三月一日から施行される。その内容は、
日本の遠洋漁業にとりましてまことに厳しいもの
でございます。多分この八月に行われます日米政
府間漁業交渉におきましては、私は、政府代表の
御苦労は察するに余りある、そういうふうにお
思いますが、アメリカがそういう情勢でございます
で、後進国は言うに及ばず、世界の先進諸国もこ
れに対してなだれ現象を起こすことはもう必至で
あらうと思ひます。もうすでにカナダは、議
会の議決を得ることなく二百海里を施行する権限
を政府に与えておりますし、E.C諸国におきまし
ても、内容はいろいろ問題があるようございま
すが、二百海里という方向に踏み切るようであ
ります。

われわれの一番のライバルでございますソビエ
ト、いままでは、二百海里の経済水域は、ソビエ
トが日本と同じように遠洋漁業国でございます
で、正式には持ち出してまいりませんでしたが
ども、現在モスクワで行われております日ソ漁業
委員会並びに日ソ政府漁業交渉の成り行きをじ
っと見ておきますと、明らかにソ連も二百海里を前
提にしてわが代表団にいろいろ厳しい規制を迫
っております。非常に問題になってお
ります。サケ・マス、これを見ましても、二百
海里水域を濃厚に頭に置きながら日本との交渉に
臨んでおる、こういうふうには私が見ざるを得ない

わけでございます。

いずれにしましても、日本の水揚げ高の約半分
に近い四百四十七万トンに達する生産が、外国沿
岸二百海里の水域で上げられておるわけござい
ます。これが海洋法の施行で一挙にゼロになると
いうことでは決してございせんけれども、海洋
法条約が施行されますと、恐らく政府は各別別
交渉を行ひまして、政府間の協定が調わなければ
日本の旗を掲げた漁船はその水域内では操業でき
なくなるということに相なると思ひます。した
が、いまして、この日本の生産の約半分を占める大
きなウエートの漁獲量が逐次目減りをしていくと
いう懸念は、もう十分あるわけでございます。

特に、私たち非常に大きく依存をしております
ペーリク海、いわゆる北洋海域における生産が、
その経済水域の総生産の中の八割を占めてい
る。したがって、南北問題も非常に重要ございま
すけれども、水産業界にとりまして海洋法の問題は
むしろ対ソビエト問題であり、対アメリカ、対カ
ナダの問題が中心になるというふうにお申し上げ
てもよろしいと思ひます。

したがって、われわれは、水産業界の浮沈
の問題ももちろん水産業界でございますから非常
に重要でございますが、もともと大きい見地
に立ちまして、冒頭に申し上げました動物たん
食糧の半分の水産物の安定供給に対して、思い
切った政府の施策をかねがね強く要望してまい
りました。これは、単に一発でこの危機を打開する
方法は私はないと思ひます。いろいろ手を打っ
ていただかなければならぬ。

たとえば、まず第一には、先ほど申し上げまし
たように、諸外国ときわめて厳しい政府間交渉を
お取り進めいただきまして、外交面において日本
の遠洋漁業の実績が二百海里の経済水域の中で急
速に失われることのないよう御尽力を願わなけ
ればならぬ。そのためには、その裏づけとなりま
す国際協力、これは技術協力も経済協力もござい
ます。あるいは国内的な対策、そういうものも当
然必要になりますし、不幸にして大規模な規制が

一挙に落ちてまいりました場合には、私は、いわ
ゆる体制整備、減船整理というものは当然業界が
まず自主的に努力をいたしますけれども、とても
業界の能力ではこなし切れないような大きな規制
が不幸にして一挙に落ちてまいりました場合には
は、私は予算面におきましても、また立法面にお
きましても、強い施策をお願いしなければならぬ
不幸な事態が来るのではないかと、こういうふう
に考へております。

過去におきまして、瀬戸内海の小型機船底びき
網の減船整理、これは国際問題ではございませ
んけれども、特別措置法で実施した歴史がござい
ます。さらに自主減船では、北洋のサケ・マスにつ
きましては三回にわたり業界自体の努力でやっ
てまいりましたし、また昭和四十六年には、厳しい
日ソ漁業交渉の結果きましたオホーツク海の抱卵
ニシンの全面禁漁に對しまして、政府からいろいろ
ろ、これは立法措置ではございませんでしたが、
財政上の御援助をいたして後始末をしたことも
ございまして、また、最近には西底びき網漁業の減
船整理等につきましても利子補給等の御援助を得
たこともございまして、そういう海洋法を中心と
する厳しい国際規制が急激に来た場合の措置とい
うものは、新しい政策としてぜひ御考慮おきいた
だかなければならぬと、ときが近く来るのではない
か。二百海里はもうすでに、開発途上国はもちろ
んでございませけれども、先進国に對しても動き
始めております。したがって、海洋法会議が終わ
つてからどうこうということでは非常に立ちおく
れるわけございまして、行政がなかなか先取りは
しにくいという特質は十分存じ上げながらも、食
糧の安定供給という立場から、ぜひ政策面の御検
討を政府並びに国会にこの際強くお願いしたい
と思つてございまして。

それから、もう一点特に申し上げたいことは、
いろいろ厳しい国際情勢で日本の漁業は危機に直
面をいたしておりますが、遠洋漁業だけでござい
ませんで、沿岸漁業から資本漁業に至るまで、最
もわれわれ頭の痛いのは、オイルショック以後の

経営危機でございます。オイルショックが参りま
すまでは、日本の漁業というのは、広い公海と安
い重油をベースにして、沖合い、遠洋へと伸びて
まいりましたことは御案内のとおりでございます。
しかし、広い公海も安い重油もすでに過去の
ものと相なりました。したがって、オイル
ショック前に比べて油の値段が三倍、漁網網等の
資材が二倍、こういうふうな状況に相なりました。
人件費はもちろんな水産業だけの問題ではござい
ませんが、やはり高騰してまいります。ところが、
漁業のコストがこういう形でどんどん上がります
のに比べて、いわゆる生産者の手取りがそれに並
行してアップしていく何らの保障もないわけで
ございまして。

水産物は、御案内のとおり、市場という機構を
通しまして価格形成がなされます。したがって、
原価を販売価格に反映する機構がないという特質
を持っております。これは農産物についても同様
でございますが、米を初めとする農産物あるいは
畜産物には、政府の政策による価格安定制度が
ございまして、ところが、水産物につきましても、従
来そういう制度は全然ございませんで、したがって、
生産コストのアップが漁業の経営を非常に強く圧
迫をしておりますという状況があらわれておるわけ
でございます。

昭和五十一年度の予算におきましては、幸いに
してこういう面に水産庁も力を向けられまして、
業界の自主的な調整保管を前提とする魚価安定基
金の制度を打ち出されることになりました。これ
は私は大きな前進だと思ひますが、海洋法等で、
国際規制等で日本の水産業が危機に立つ前に、日
本の漁業の経営全体が崩壊をするということが
あってはなるまい、こういうふうには私に申し上げ
ざるを得ないわけでございます。したがって、
供給の担い手でございます漁業の経営者、こうい
う者の自主的な努力は万全にわれわれさせますけ
れども、さらに政策面でこれを大きく裏打ちをし
ていただくということがございませんと、とても
水産物の安定供給ということが図られないであら

う、私はこういう危惧をするのでございます。

過半、農政審議会が政府に水産物の需給の予測を答申しておりますが、昭和六十年度で千三百五十二万トンという需要の予測が出ております。これに対して、生産が一千二百萬トン余、これは予測でございませぬが、そういう数字がございませぬが、きわめて率直に申し上げまして、私は、一千二百萬トンの供給というのは、現在の情勢の中ではとうてい無理である、少なくとも私たち業界としては、ミニマム一千万トンを国民の皆様へ供給する努力、これは外交交渉もございませぬ、新漁場の開発もございませぬ、魚の有効利用、そういうこともございませぬ、また沿岸の再開発という問題も含めて努力をいたしますが、目標はその辺に置くのがぎりぎりではなからうか、こういうふうに感ずるわけでございませぬ。

ごく全般的なことを申し上げましたが、水産業の現下の問題点の一面について申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○淺妻委員長 どうもありがとうございます。

次に、及川参考人をお願いいたします。

○及川参考人 ただいま森澤参考人から全般的な陳述がございましたが、私の立場から申し上げますと、全国漁業協同組合でございまして、一トンの未満の零細な漁民から千トン以上の船を持っておるものまで、すべてこれ私のところの会員でございませぬ。したがって、どの立場に立って物を申し上げますかというのには非常にむずかしいのでございませぬけれども、総じて最近の動向を見ますと、部分的にはよくなっていると思われぬものもございませぬし、いやまだよくなっている、非常にピンチだといふものもございませぬ、部分的にとらえますと、ときどきいろいろな論議が出るのでございませぬ。しかし、一般的なことにございませぬから申し述べたいと思っております。

先生方も農水の先生方でございませぬから、私から申すまでもなく、わが国のいままでの、いわゆる

のオイルショック前の政策というものは沿岸から沖合いへ、沖合いから遠洋へ、こういうスローガンのもとに、これは恐らく国の政策だったと思うのでございませぬ。その当時の客観的背景といふものから申しますと、その政策は必ずしも間違つていなかつたと思つたのでございませぬが、とにかくそういう形で日本漁業といふものは拡大していったといふことは事実でございませぬ。

その中で、一体、四十八年のあのオイルショックで皆たまげたのでございませぬけれども、その当時の日本の漁業がどうであったかと申しますと、実はこの点などは先生方におわかり願ひますと思つたのでございませぬけれども、日本の漁業経営はその当時でも決して楽でなかつた。銀行等の調べにより申すと、指定遠洋漁業などというものにおきましては半数ぐらゐがやや経営が赤字であつたといふことが出ております。要するに非常に弱い體質だつた。體質がきわめて弱かつたといふことでございませぬ。ただ、沖合から遠洋へといふようなことで、ほとんど漁船も増トンされ、大きくなり、また設備も近代化していったといふことは事実でございませぬ。

一方、その当時の状況を考えますと、企業の経営體質を占うものとして自己資本の比率が問題でございませぬ。一般の中小企業といふものは大体設備投資に對しまして二〇%なり二五%ぐらゐの自己資本を持つていたと言われませぬ。ところが日本の漁業は、階層によつても違ひませぬけれども、大体大きくなれば大きくなるほど自己資本比が少なくなつて、数%といふような自己資本本比でございませぬ。ということは、逆に申しますと、借金政策で、借金で船もどんどん大きくしたりやつておつたわけでございませぬ。こういうふうにおりましたけれども、先ほど森澤参考人が申しておりましたけれども、安い油、安い油といふゆる借金で日本漁業の繁栄と申しましうか、その基盤であつた。これが今日、オイルショック以後日本経済も大きく転換をしなければならぬところに差しかかりまして、これが実はそもそものこれから

の対策の根本になるわけでございませぬ。

われわれは先般、昨年の十二月九日でしたか、全国の一万人の漁民集會を持ちまして、もう生きていけぬ、漁業の危機突破ということで大会を持ちました。まさしく軒並みに赤字が続いてくるというところもございませぬ。そういうところから、われわれは、無謀でございませぬけれども、魚價の方はなかなか景氣も悪く上がらぬし、経費を詰めるほかはないといふので、いわゆるEC各国がやつておるのでございませぬけれども、漁業用の石油に對して補給金をくれといふことをあえて言わざるを得なかつた。それ以外に生きる道はないと思つたのでございませぬ。そういう要求をいたしましたのでございませぬ。しかし、なかなか国としての立場から認められませぬで、やつと、それだけ苦しいならばといふことで、油に對しては六百億の融資が行われるといふ問題と、それからこの国会でわれわれが成立を期待しておりますところの漁業再建整備特別措置法、これを背景にしまして六百億のこげつき資金の整理、この二つが出てまいつたわけでございませぬ。われわれの漁業危機意識から申しますと、もちろん非常に沈まんとすのでございませぬけれども、これはまさに沈まんとすものに對する一種のカンフルでございませぬ、基本的なものではないといふ考え方を私たちは持つております。

今後いろんな施策が行われなければならぬといふふうに私考えておるわけでございませぬ。したがって、今国会でわれわれがぜひ成立を御期待申し上げます。非常に差し迫つた事態に對するカンフルでございませぬので、遅きに失しますと申すことにはならない。たとえば例の油資金といふ前に借りました石油の資金でございませぬ、それなども償還期が来ております。償還期にはばんと返さなければならぬ状態でございます。何か言わなければならぬ、相当部分のものはずっと前からのつ

ながりで返し切れぬ。うっかりしますと倒産、破産が出てまいる。したがって、一刻も速やかに漁業再建整備特別措置法などを先生方を通していただきまして、有効にこれを行政のベースに乗つていくことをわれわれはのだから手が出るように渴望いたしております。そうでないと破産、倒産が出てまいります。

それとやらはらになりませぬけれども、しよせんは後ろ向きの金融でございませぬ、政府資金が出るわけではございませぬので、系統資金を流さざるを得ませぬ。そうすると、後ろ向きの資金でございませぬので、どうしても金融機関は十分な保証を要求します。そこで出てまいりますのは、中小漁業融資保証の一部改正、いわゆる保証でん補率八〇%への引き上げといふことがうらはらになければスムーズな金融は行われませぬので、この二つについては本当に焦眉の問題であるといふふうに御理解をお願い申し上げます。

私も、きょうは法案そのものについてじゃなく、水産振興一般についてでございますから一言二言申し上げたいと思ひますけれども、最近やつとこの日本列島周辺のことには大分日本人が関心をもち始めた。先生方の御協力の前には沿岸漁場整備開発といふものが出てきて、ことしから予算化されておる。どういふふうにかから日本列島周辺の生産力を高めていくかといふことについては、よくよく高まつてきております。このことはますます積極的にわれわれは推進しなければならぬものと考えております。ただ、私は海外の漁業がもう先ほど森澤参考人の言つたとおり、政府の努力によりましてわれわれの得た実績といふものを確保していただきたいのでございませぬけれども、しよせんは相当の打撃を受けることはわかり切つておるといふことになるならばどうしてもしよせん日本列島周辺といふものを見直していただくといふことが、日本の漁業政策の根幹でなければならぬかと思ひます。

なお、経営問題につきましては、漁村はまだま

だ非常にいろいろな問題を抱えております。魚価対策、先ほど森澤参考人の方からも出ましたけれども、わずかな状態でございます。まだまだわれわれの満足するものではございません。私は総じて、いかに国民食糧がどうこうと言いましても、漁民が安心して自分の生業、漁業というものに誇りとまではいかぬでも、これでやっていけるんだという自信を持たせなければ、どんなに供給プラン、需給プランを書きましても、しよせんは供給は確保できないと確信いたします。漁民が、これをやっていくならば自分から生計は営めるんだという自信、まだ誇りとまでは言いませんけれども、それを与えていただきたい。そのためには何をすべきかということはおのずからはつきりしておると思ひます。魚価対策でございます。

もう一つは、国民食糧が非常に問題になるやまき、いままでの漁業はとることのみ、いかにたくさんとるかということに日本漁業の姿勢があつたと思ひますけれども、私は、今日の魚というものが余りにも粗末に扱われておる。現在、われわれが食べておるところの魚というものは五十数%しか食べていない。あとは捨てておる。こういう問題がある。今日、魚が流通しておる中において鮮魚の形態において流通するものは三〇%くらいでしよう。あとは何らかの形で冷凍加工その他のいろいろな手を加えられて流通しておる。その中において魚価対策の面からもまた魚の有効利用という面からも、いまの日本人の消費動向も考えながら、どうしても魚の有効利用、いわゆる加工対策というものを先生方に真剣にお考えを願ひたいと思ひます。加工の合理化、高度化。私は生産者でございますけれども、従来はやもするとたくさんとればいいということ、生産の方に行政も政治も偏つておつたような気がいたします。これからはもっと高い立場で、国民食糧という立場に立ちますならば、どうしてものや加工の問題というものを離れてはわれわれは物を考えられません。そのことを特に施策としてお願いを申し上げたいと思ひます。

それからもう一点は、私いろいろなところで会合を持っておられますけれども、なるほど昭和六十年にこうなる、ああなる、食糧危機がどうと言われましても、漁師の立場じゃびんときません。なぜでしょう。これは新聞、最近は週刊紙にまでひやかされて、イワシさんとか言われて、いま百万トン近くもとれようというイワシが、銚子の港あたりではトラックにひかれて地べたにびしゃつとつぶされて捨てていくものもない。漁師は安んじられどらない。こういうような事態を現実におきまして、食糧危機だとか、日本の動物性たん白質が何だのと言つたつて、私は漁師は共感を持たないと思ひます。したがつて、何がゆゑにこのような現象が起きておるか。しかも一方においては、大きな打撃を日本漁業は国際的に受けようとしておるというような悲憤なことを言ひながら、片一方においてはそのような事実が歴然と毎日繰り返されておる。この事実の解明こそが——この問題は簡単な問題じゃ実はございませぬ。消費動向というふうないろいろな問題もございませぬけれども、これに対して真剣に取り組んでいただくということになりますならば、私はおのずから解答は出てくるというふうな確信をいたしております。

時間の余裕もございませぬので、これで私の陳述を終わりたいと思ひます。(拍手)
○委員長 どももありがとうございませぬ。
次に、増田参考人にお願ひいたします。
○増田参考人 私は、ただいま御紹介をいただきました日本鯉鱈漁業協同組合連合会の増田でございます。
本日、農林水産業の振興に關しまして、私に意見を述べられる機会を与えていただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、私もカツオ・マグロ漁業の振興に關しましては、御出席の各先生方には平素特段の御指導をいただいておりますことを、この機会に深くお礼を申し上げますと存じます。
本件について、私は、私の関係しておりますカツオ・マグロ漁業は日本漁業の縮図であるという

考え方を常に持っているものでありますので、このカツオ・マグロ漁業を通じて、カツオ・マグロ漁業の現状、問題点並びに若干の意見をできるだけ具体的に申し上げ、関係の諸先生方の今後の御施策の上に何かの参考にしていただければと、かように存する次第でございます。
まず、私どものカツオ・マグロ漁業は、漁業の中でどういふ地位を占めておるかということでありまして、遠洋のカツオ・マグロ漁船が千二百七十七隻、近海のカツオ・マグロ漁船が千三百七十三隻、母船式カツオ・マグロ漁船が二隻ということでありまして、わが国の海面の全漁獲総量に對して七・二%を占めておりますが、その漁獲の金額では二千六百十五億で、同じく全海面漁業の一九%を占めておられて、私ども日本の漁業の中でも重要な地位を占めておると存じております。

カツオ・マグロ漁業は申し上げるまでもなく、遠洋漁業でありまして、現に世界の七つの海の海域で操業を続けております。特に遠洋のカツオ・マグロ漁業におきましては、一航海十カ月以上に操業日数がわたつておるわけでございます。そのため一航海の中でも、少なくとも数回は外国の港に寄港しまして、物資の補給を受けなければならず、私も私どもはその操業の円滑化を図るために全世界に九十一の代理店を設置いたしまして、操業の円滑化に資してゐるわけでございます。
また、漁場は外国の沖合でございますから、当然漁場に近接する外国とは常に密接な関係を保持することが重要であります。同時に、国際漁場でありまして、資源の保存あるいはその有効利用を図るためには、政府は、東部太平洋海域においては全米熱帯鮪委員会、また大西洋海域におきましては大西洋鮪委員会に加盟してゐるわけでございます。
しかしながら、最近においては、国連の海洋法會議の動向を背景とし、またはこれを先取りいたしまして、沿岸国の相当数の国では、すでに広範

な海域にわたつて漁業の管轄権を主張し、そのため現実に漁場の制約が進行してゐるわけでございます。不幸にして予想されますような二百海里の排他的經濟水域あるいは群島水域等によりまして漁場が制約を受けますと、私どものカツオ・マグロ漁業は、前述いたしました数量の約四〇%は喪失することになります。しかも漁獲される魚種等を考慮いたしますと、その影響はさらに大きなものがございます。
そのためには、まずもつて国として本腰を入れた漁業外交を推し進め、関係国との政府間交渉によつてその實際的な解決を計り、操業の実績を確保することが大事であると存じます。また、当面の措置といたしましては、国による入漁料等の積極的な援助及び拿捕救済その他早期釈放についての助成措置を強く要望したいと存じます。
次に、漁業の経営問題について申し上げます。

一昨々年発生いたしましたオイルショック以来、石油を初めとする諸経費の高騰あるいは諸外国からのマグロ類の輸入の激増、また生産地魚価の低迷等によりまして、その漁業経営は一段と厳しさを増してきております。そのためにすでに数多くの倒産と係船の事例が出ております。このような現状はいまなお進行してゐる次第でございます。そしてまた多数の漁業者は多額の負債を抱えまして倒産の防止と資金繰りに寧日なく腐心をしておられます。そして経営の改善につきましても、経費の節約と合理化、調整保管事業等を通じて懸命な努力を払つてゐるのが実態でございます。しかし、漁業者のこのような自主的な経営改善努力を尽くしましてもおのずからそこには限度がございます。政府の強力な支援措置を要望する声が一層と強烈になつてきております。
幸いにして政府は五十一年度予算案におきましては、いまだかつてなかつた諸種の経営対策を取り上げられ、業界としても深く感謝してゐる次第でございますけれども、いま申し述べましたような経営の実態でもあり、またその実行を一日も早く

と鶴首いたしておる次第でございます。漁業用燃油対策の特別資金あるいは漁価安定のための調整保管事業に対する助成あるいは魚価安定基金の活用あるいは漁業経営維持安定資金の実施、構造改善設備資金、漁業整備資金等、一連の経営安定対策を一日も早く成立させていただくことを念願いたす次第でございます。なおまた、これに関連の予算につきましても速やかに成立されますよう各先生方の特段の御配慮をお願いする次第でございます。

私はこの機会に五つばかり特に問題点を提起いたしました。具体的な御要望を申し上げたいと存じます。

その第一は、漁業再整備特別措置法に基づく漁業整備計画の認定の第一号に予定されておりますカツオ・マグロ漁業の立場といたしましては、先ほど触れましたように、国連の海洋法会議の動向のあるいはオイルショックの直接のしわ寄せの国の経済政策などによりまして、業界の自主的な経営改善努力だけでは対応し得ない外部要因が根幹となつて今日の経営の悪化をもたらしているかように考えます。また五十一年度予算に計上されております長期低利の融資と減船事務費補助だけでは、恐らく私どもの所定の減船整備計画を完全に遂行することはできないと思つております。したがって、政府が業界の減船計画を後ろから援助するというのではなく、政府がもっと前面に出ていただきまして、国の直接補助を主体とした強力な政策を推進し、その所要の予算措置を講ずるよう強く要望する次第でございます。

私といたしましては、今回のカツオ・マグロの減船整備はカツオ・マグロ漁業に対する一連の経営対策の一環でありまして、この減船整備を遂行することによって初めて諸経営対策が実を結ぶものであるというように考えておる次第でございます。諸先生方の特段の御理解と、国の強力な直接補助が実現できますよう御支援をいただきたく存じます。

次に第二の点といたしましては、漁業経営維持安定資金の円滑な推進を図るためには、漁業信用基金協会の協力によって各企業の受信用力をつけることが最も肝要なことだと存じます。基金協会自体も、漁業経営が難局に直面しております。いまこそ本来の機能を発揮すべきときであると存じます。幸いにして今回漁業経営維持安定資金、漁業用燃油特別資金を含めましてこの種の政策金融については国の補率を八〇％に拡大されましたことは、業界として深く感謝するところでありますが、この機会にさらに中央漁業信用基金に対する国の補助を一層拡充強化していただきまして、基金協会の体質を強化するとともに基金協会の保証能力を拡大し、将来本件融資について代弁事故等が起きた際にもその原資に充当し得る道を考慮していただきたい、かように存じます。

次に、第三の問題でございますが、魚価安定基金の運用についてであります。現行の予算におきましては、魚価安定のための調整保管事業実施の結果、その生じた損失の八〇％については魚価安定基金から長期無利子の融資をするという仕組みとなつておるわけでありますけれども、私はこの点については、近い時期においてせびともこの損失については国が直接補助を行うよう改善すべきであり、同時にまた、魚価安定基金自体も法人格を持つよう制度して本来の機能を発揮できるように改組すべきである、かように存じます。そして業界が非常に強く要望しております魚価支補助格制度が速やかに実現できますよう特段の御配慮をお願いいたしますと存じます。

その第四は、水産物の輸入の規制についてでございます。水産物の国内需要は年々高まりを見せかけております。しかし一方におきましては漁業の国際規制が一層厳しくなりましたので、水産物の輸入は今後一段と増強することが予測されます。従来は水産物の輸入の事例を見ましても、輸入業者等の恣意によって無秩序に輸入され、国内漁業との間に紛争、摩擦を生じておる事例がきわめて多い

のであります。貿易問題が国際間においてきわめてむずかしい側面を持つておることは十分私も承知いたしておりますけれども、すでに述べましたような数多くの漁業経営安定対策を講じましたも、他方において水産物の輸入が無秩序に放任されておるならば、何らの成果を見ることも期待はできません。したがって、速やかに秩序ある輸入の輸入につきましても、速やかに秩序ある輸入が実現し、漁業生産者の納得のいく有効な措置を講じていただきたいと存じます。その施策の一例としては、漁業生産者を含めた輸入窓口の一本化あるいは輸入課徴金制度も検討すべきであろうというふうに考えます。

第五といたしまして、漁船船主責任保険について一言申し上げたいと存じます。現在私どものカツオ・マグロ漁業では、米国の水質改善法の制定以来、その操業と物資の補給を確保するために、同方面に出漁いたします総トン数三百トン以上のカツオ・マグロ漁船はすべて英国のブリタニヤP・Iに加入いたしております。その隻数は現在二百八十九隻、毎年支払う保険料も八千万円に達してあります。公害の防止、水質の保全あるいは環境の整備、改善等につきましては今後一段と厳しくなることが予測されます。人命の損傷等をも含めまして、漁業経営者として負担すべき事項は今後ますます拡大すると予測されます。このときに新しく漁船船主責任保険法が制定される運びに相なっておりますことはまことに喜ばしい限りであります。私もこの機会に喜ばしい限り申し上げたいと存じます。前述いたしましたようにすでにブリタニヤP・Iに加入いたしてあるわけでございますから、この法律制度が実施された場合には、ぜひとも一層低率な保険料が実施できますよう、特段の御配慮をお願いいたしますと存じます。

以上をもちまして私の意見開陳を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。(拍手)
○漁委員長 ありがとうございます。
以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

た。
○漁委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。
○島田琢郎委員 参考人の皆さん、御苦労さまです。限られた時間でございましてので簡潔にお尋ねしたいと思ひますので、参考人におかれましてはぜひひとつ簡明瞭にお答えをいただきたいと思ひます。私は植田参考人に対しては林業、森林の問題について四点左右お尋ねをしたいと思います。

まず第一点は、先ほどお話の中で非常に低迷する国内の木材を中心とした、そのほか製材等を含めた苦悩に於ける御披露がございました。私も全くこの木材の今日的な状態というものは胸を痛めておる一人でございます。それだけに植田参考人のお考えについて私はもう少し聞きたい点が実はあります。たとえば価格政策について触れられたと言いますけれども、輸入外材の調整機能を強化してと言いますか、新設をしてほしい、それから備蓄の見直しをやつてもらいたい、こういう趣旨の御発言でありましたけれども、これはお考えとしては、外材輸入の一元化ということをおっしゃつては、外材輸入の一元化ということをおっしゃつては、国内生産に振り向けるという制度をもっと強化せよ、このお考えになつておられるのか、参考人はその制度についてはお任せをするかと前置きしてありますが、これは当面全国の森林組合の会長という立場にいらつしやる植田さんですから、この際やはりあなたのお考えを明確にされるということには非常に現状を打開していく上に必要なことだと思ひますが、いかがですか。

○植田参考人 たいま価格問題に対して課徴金制度のお話が出てまいりましたが、実は私ももも過去においてこの課徴金制度を考えまして、非常に強力な全国運動を起したことがございまして、お取り上げいただいた時期があつたのであります。しかしこれは当時つぶれてしまいました。最

近もその問題はいろわれ内部的には考えておられます。ただ課徴金という名称が過当かどうかという問題についてはいろいろ議論のあるところでありませうけれども、要するに価格政策をほしむずかしいという現実の問題に立って、課徴金制度というふうなもので、あるいは別な差額税制みたいなものでひとつ財源を考えて、それを造林とかそういう面へのつぎ込みをやつたらどうかというふうなことは内部的には考えておられますが、まだ具体的に外へは出ておりません。それだけ申し上げておきます。

○島田(琢)委員 次に労働対策について、これまで現状を吐露されていらつしやいました。私も全くそのとおりだと思つて、一部にUターン現象があるとはいいながらも、労働の質的な問題からいえば老齢化の一途をたどりつつあることにはいささかもまだ歯どめがかかつていないというのが現実だと思つて、しかし労働力を確保する上におきまます大前提というのは、私が申し上げるまでもなく、労働環境の整備あるいはまた生活環境の整備、こういうものが他の業態、業種と比較して完全になされていくかどうかという、この比較論において労働力というものは右に行つたり左に行つたり流出する。しかもそれを考えてまいりますと、林業には依然としてつきまといつておられますが、雇用不安であり、労働災害であり、低賃金であり、社会保障の立ちおくれだ。これは私が何もひとりよがりです。申し上げているのではなくて、総理府の昨年十二月の発表によつても明らかになつて、労働力の今日の事態というのがやや上向きなつておるとはいいながら、依然二十四万という域を出ていない。しかも雇用保険法が今度新しく制定されて、これの加入促進が行われていきますけれども、現状は依然として五〇%の段階である。このように考えてまいりますと、労働力の確保というのは、これは言うべくしてなかなか困難な内容を含んでいふと言えらると思つて、植田参考人はこれまたお立場からいつても、当然林業の将来をお考えになつ

ての御発言の中にも触れていたように、労働力をどう確保していくのかというのには焦眉の急を要する問題であるという御指摘は、まさに私もそのとおりだと思つておられます。そういう発言にとどまらず、それでは全国森林組合連合会としてはどうやってこの労働力を現実面で確保していくかと具体的に考へておられるのかをこの際ぜひ御明示いただきたい、こう思つておられます。

○植田参考人 たいだいの労働力確保の問題で、いわゆる労働者に対する社会保障の問題が非常に立ちおくれしている。これは確かに私もそう考へて、何とかこれを処置しなければいかぬ。まず最初に出したのは失業保険の問題でありましたが、失業保険が雇用保険法に変わつて、いま御指摘のとおり五〇%しか入つていないことも事実だと思つておられます。しかし、そのほかにも一つ、老齢化された労働者の退職一時金制度という、共済制度と申しますが、そういうものを考へてまいりますというふうなことも考へておられます。これは中小企業の退職金の制度もございしますが、独立して林業だけでそういうことを考へておられる向きもありません。その点、御説明申し上げます。

○島田(琢)委員 いまのお話では私も多少意見があるのですね。きょうは参考人にお考えをお尋ねすること、議論の場でございます。次に、労働災害であります。先ほどもちよつと触れましたように、林業の部門ではこの労働災害に長い間必ずしも的確に対応していません。この歴史的経過の中で、これが最近非常に深刻な問題として幾つか出ておられます。

たとして、きょうは限定して申し上げますが、振動障害というものは、これは国有林、私有林を問わず、山で働いている人たちにとつて非常に脅威となつておられます。私有林は実には国有林ほど現状の把握が的確に行われていないという向きがあつて、したがつて現状把握ができていないのですから、対策も必ずしもこれに的確に対応していません。つまりお尋ねしている、こういう感じがいたします。植田参考人の全森連傘下においてのチェーンソーの今日の状態というのはいふふうになつておられるのか。さらにまた、振動障害に対する実態把握、さらにまた、組織として独自にお取り組みのことがおありだとすれば、この際ひとつ御披露願ひたい、こう思つておられます。

○植田参考人 大変どうも御説明にならないのですけれども、振動障害の問題につきましては、森林組合系統としては、御指摘のとおり非常に不備な状況に置かれておられます。むしろこれは、林業全体として考へた林業労働災害防止協会というのがございまして、そちらの方で私有林の振動障害等は、直接いろいろ検診まで含めて調査を進めておられます。森林組合系統そのものは、まだわれわれの立場から見まして、きわめて少ない人数であるということが言われておりますけれども、これも検診をはつきりした上で数字でございませぬから、明確にはお答えできないと思つておられます。ただ、ここで申し上げたいのは、振動障害を受ける、特にチェーンソーの問題ですが、チェーンソーの機械の買いかえというものが、年度の法案改善資金ですか、あれに載つておるわけでございまして、ぜひこれは実現さしていただきたいものを持つて考へておるようなわけでございまして、以上でございます。

○島田(琢)委員 いまのお話にも私なりのまた意見があるのですね。これは別な機会に譲らしていただいて、最後の問題でお尋ねをいたします。先ほど植田参考人は、新全線に基づきます森林資源基本計画の問題に触れて、この計画をかなり高く評価をいたしました。しかし、私は現状を考へますときに、この計画が必ずしも手放して評

価できないという一面を持つておられるということを常に指摘をしておる一人であります。いみじくも、最近発表になりました林業白書でも、この基本計画に触れて、そのとおり進んでいないという点について厳しい指摘がなされ、告白がなされておられます。たとえば、林道の例を一つ挙げてみてもよくわかるのでありますけれども、この基本計画による六十年目標は十七万キロの林道作設を計画いたしておられます。つまり、一年間に一万一千三百キロつくつていかなくちやならないのです。ところが、実績はどうかというところ、三〇%足らずであります。五十年の実績でも三・三%しか実は計画に対する実績がないのです。林道の問題一つとつてみてもそうでありませうし、また、先ほどお触れになつた国内産の生産の問題につきましても、五十六年で六千七百万立方の生産というものが見込まれておられるのですけれども、これもまた計画どおりではない。このように考へますと、私は基本計画に不備があるのではないかと考へるのです。たまたま国土庁も新全線の見直しというふうなことが言われて、またそれが出されてまいりました。ですから私は、その辺の確に現状を把握するということがないと、これから先の森林政策に対しても私どもは心配を持つておるだけに、現場で実務担当で努力をされておる植田参考人、皆さん方の率直な意見というものが政治に反映されてくるというふうなことも今日非常に大事だと思つておられます。ですから、政府がやっていることは何れもよろしいという物の考へ方ではなくて、悪いことはびしびし指摘をする、こういう姿勢が私は欲しいというふうな気がいたしますから、この際本当にお考えになつておられることを、私はこの実例を見ても、これでお全森連傘下のいわゆる森林に携わつていらつしやる皆さん方が満足しているとはどういふ思へません。そう考へますと、もつと本音があるのではないかと気がするのです。この際、林野庁の長官もいるのですから、率直にあなたの方の立場でお考えを明確におっしゃることがいいので

はありませんか。どうですか。私の考え方と大分違いますか。その辺ちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

○植田参考人 たいま、これは私自身としても非常に興味のある御指摘をいただいたわけであり、事実、御指摘のあった林道問題については、私自身も中央森林審議会等の席上、あるいは林政審議会の席上でそういう指摘をいつでもしております。しかし、さつき申し上げました内容は、造林の面積について申し上げたのでありまして、造林の面積については、少なくとも私は林野庁の基本計画というものの数字が唯一のわが国の森林資源の数字のよりどころではないか、かように考えております。その中で、林野庁自体がその年度においてビックアップされた間伐面積というものが三百八十万ヘクタールある、こういう数字が出ておるわけでありまして、この数字も、造林地面積の内容から見て、過去の造林地面積がこれだけ累積されているというような話になりますと問題がありますけれども、その時点における造林地面積が八百万ヘクタールというものは、基本計画のチェックもしておることだろうと思えます。そういう意味合いでは、八百万ヘクタールは正当な数字であって、しかもその中から間伐面積が三百八十万ヘクタールあるということも、わりあいに誤差の少ないものだ、かように考えております。

いまの林道の御指摘は、まさにそのとおりにも考えております。その点御説明しておきます。○島田(琢)委員 私は先ほど参考人としての立場での総体的なお話をお聞きしている中で、若干その点に矛盾を感じたものですから……。前段では、労働対策にしても、それから国内の生産対策にしても、また価格面におきまして御不満というものも、ずいぶん強く出されておる。そういったし、全体的に日本の森林政策というものは、林業者の立場でもっと大変な御意見があるのだから、こう思ってお聞きしておりましたら、途中で政策礼賛に移ったから、これはちょっとおっしゃっていることが矛盾しないか、こう思ったのです。いろいろ

ろと参考人の御意見を私どもは十分政策に反映するという立場で今後検討を進めていきたいと思えます。きょうはありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。○湊委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 参考人の皆さん、きょうは本当に御苦勞さまでございました。皆さんの切実なる要求は、私たちが政府とも話し合いをしてみますし、政府も鞭撻して見る、要求もしてみ、委員会でも論議していく、そして幾らかでもその実現に邁進してみたいと思っております。きょうは植田参考人に三つばかりお尋ねいたします。

一つは、価格の安定のことで、調整機構のことを話されましたが、これについても少し内容がおりてきたら明らかにしていただきたい、これが一つであります。

二つ目は、間伐について全くそのとおりでございまして、その消費拡大などについて具体的に何かお考えいただければ、後でまた政府との折衝に私どもも非常に役立つのではないかと思っております。この点が二つ目でございます。

三つ目は、後継者対策でございますが、これと生産の拡大なんかについて、改良普及事業に対して皆さんの御注文、どうお考えになっておられるか、こういったことと、それから後継者対策のために、農業でありますと合宿していろいろな技術研究なんかをやっておる、また、いろいろな交流をやっているところがありますが、そういったものがどのくらいあつて、これに対してどんなことを考えておいでになるか。農業で言うと、各県に農業短大なんかがあります。こういう点がどうなっておりますか。こういうことに対する皆さんのお気持ちなどを伺わしていただきたい。私はこれで終わります。三つお願いいたします。

○植田参考人 たいまのお尋ねの外材の輸入の調整問題に対する機構の問題が一つ。これは、具体的にどうこうということじゃありませんけれども、私も、私も日ごろ考えておることは、実効の上が

るものでなければいけない。従来も外材の輸入調整ということで自主規制については業界と林野庁が入っていますが、実際的には業界が主体でしょう。そういうものはございませけれども、それでは実効が上がるということにはつながらない。だから、政府の何か一つの組織として、実効の上がるものを考えてもらいたい。具体的に申せばどういふものを入れてということまで発展しなければいけませんけれども、そこまではひとつお許しいただきまして、そこら辺をまず考えておる、政府の機関であるということでございます。

それから、間伐の問題ですが、どういふふうに処理したら間伐がうまくいくか。結局、加工、販売の方法まで考えなければならぬ。しかし、いまのところそれは行政側にもやまかましいことを申し上げて、そして加工、販売の方法を何とか早く確立していただくようにという配慮をお願いいたしております。ただし、間伐をするときの一つの事業体としては、これは森林組合が協業で持っている労働者を、膨大な組織を持っておりますから、そういう組織を使いましてやらせよう、やることも可能であります。現在、造林にしても伐採にしても、すでに森林組合が中心になって、そういうことを協業でどんどん始めております。数量はそれほどシェアとして大きくありませんけれども、やっておりますから、そういうことは可能であります。

それから、最後の後継者ですが、いまお話のようには、農業のようになりつばな組織は全然いままのところまだ弱小のために考えられておらないのです。がしかし、何とかこれは近い将来において考えてまいりたいということとあわせていまの改善資金の問題もぐずぐずしないで早くお通しいただきたい、こういう念願を持つようなわけでありませぬ。

非常に雑駁で答えにならぬかもしれませぬが、よろしくどうぞ。○津川委員 ありがとうございます。○湊委員長 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 全森連の植田参考人にお尋ねします。本日は大変貴重な御意見ありがとうございました。時間の関係がございまして、簡潔にお尋ねします。

まず第一点は、今回森業改善資金助成法が提案されておりますけれども、五十一年度枠として資金枠が二十億予定されておりますが、こんな二十億台では、全国四十県として一県に五千万円ぐらい一つの基準にならうかと思っておりますけれども、こういう金では大変少ないわけですが、将来この資金枠はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思えます。

○植田参考人 二十二億五千万円とかいう数字になつては、初年度あれだけの予算が通つたということで、満足はしていませんけれども、とにかく画期的なものができたということで、いま御指摘のようになりますように期待をいたしております。将来これが何百億必要になるかという点になりますと、まだ試算もいたしておりませんので、その点はおかんべん願ひいたします。

○瀬野委員 現在、参考人もおっしゃっているように、要間伐林分面積は約百六十万ヘクタールを数えております。今後十年間にさらに約二百二十万ヘクタール、計三百八十万ヘクタールが想定されますわけですが、このような増加が見込まれている間伐に対して、間伐の実施状況を見ますと、約二割弱というきわめて低い水準に推移しております。これは今後の森林の健全なる増進ということとはこれは大変問題であります。適切な実施が急務でありますけれども、御承知のように三十六年がちょうど拡大造林のピークでございまして、現在ちょうど十四、五年、三割級になつておりますが、この三割級前後の林分はかなり閉度が高いわけですが、これに対して全森連の方では森林資源の整備を進め、優良な林木を育成する目的で間伐の促進のために森林の一斉掃除というふうなことを考えておられるように聞いております。

けれども、その点どういふふうな考えであるか、参考までにお聞かせいただきたい。

○植田参考人 将来の間伐林分の問題でございませうけれども、全森連としてはいまのところ、将来これが非常にふえる可能性を見越しまして、労務の作業班の体制をいまから十分整備していかねばならぬ、こういう行き方で考えておられるようなわけでありませう。作業班がたがたするようでは、いかに間伐林分が多く出てみたところでだれもやる者はない。個人がやるということにはなかなかいかなないと私は思っております。特に零細な所有者が中心になるような森林に対しては、どうしても森林組合が協業でこの作業をやつていかなければならない、こう覚悟いたしております。それではいまも新生十年運動で、こういった運動に対する入り口をつくつて、そうして森林組合の協業体制をできるだけ早目に確立して、こういふ運動を起してあります。そういうふうな考えでございまして、事態がそこまでましましたら全森連中心に森林組合として大々的に間伐に取り組みたいと思っております。

○瀬野委員 次に、この間伐について今回の本法の制度によりますと、償還期限が五年になつておりますけれども、端的に伺いますけれども、これは大変短いわけですが、全森連としてはどのくらいをぜひ実現してもらいたい、かように考えておられるか、お答えいただきたい。

○植田参考人 これは間伐ばかりの問題でないかもしれませんけれども、間伐は特にいま御指摘のように資金の借入れの年限が長くなるだろうと思つて、六年や七年ではなかなかこれは容易でない。少なくとも十年ぐらひは償還期限を置かなければいけない。次の間伐期が来るくらいまでは置いていただければ非常に幸いじゃないかというふうなことを考えてはおりますけれども、まだ具体的な資金の問題も出てまいりませんが、それから、そこまでは結論的には具体的に申し上げかねる点がございますことをお許し願いたいと思つております。

○瀬野委員 最後は端的にお尋ねします。林業後継者等の養成資金のことで、今回後継者に対しては手当てがなされることになつておりますが、これは当然のことでありませうけれども、現在の林業を推進しているのは中高年齢層でありませうが、この中高年齢層に対する資金の手当てといふのは考えられておりませうけれども、その点はどういふふうな全森連は要請されるのか、その点が一点と、もう一つは、中小企業には金利二七%の資金制度があるわけですが、制度として立ちおこれている、こういうふうには私は言つておられるわけですが、これはさつき申し上げましたように中小企業の退職金の共済ですか、これに入ることをわりあい多くの現地の組合では考えておられるわけでありませう。中には独自でやつておられるところもある、その独自の資金がどういふふうな流れでおるかという点を申し上げますならば、しかしこれは余り多い数ではございませうが、県とかあるいは町村とかいうところから資金が流れておられるわけでありませう。本来、中小企業の場合だと事業主がほとんど全部負担しなければならぬ。しかし、いまの森林組合は事業主としてはまだそういう問題、弱小の場合がございませうから、そこまではいきませぬので、それで県とか町村がカバーしてくれているという面があると思つて、そういう点についての資金の操作というものは、いづれ国の助成か何かを受けなければどういふ賄い切れるものではない、かように考えております。すでに御承知のことだと思つておりますけれども、労働者の就業対策の際に二億ばかりの国の助成金をいただいたことがございませう。そしてその点についてさらに県とかあるいは町村、県森連、森林単位組合、これがみんな一緒になつてあの就業対策の資金を、共済制度の資金を出したことがありませう。

○植田参考人 いまお話しした比較的高齢者に対する対策ですが、これはさつき申し上げましたように中小企業の退職金の共済ですか、これに入ることをわりあい多くの現地の組合では考えておられるわけでありませう。中には独自でやつておられるところもある、その独自の資金がどういふふうな流れでおるかという点を申し上げますならば、しかしこれは余り多い数ではございませうが、県とかあるいは町村とかいうところから資金が流れておられるわけでありませう。本来、中小企業の場合だと事業主がほとんど全部負担しなければならぬ。しかし、いまの森林組合は事業主としてはまだそういう問題、弱小の場合がございませうから、そこまではいきませぬので、それで県とか町村がカバーしてくれているという面があると思つて、そういう点についての資金の操作というものは、いづれ国の助成か何かを受けなければどういふ賄い切れるものではない、かように考えております。すでに御承知のことだと思つておりますけれども、労働者の就業対策の際に二億ばかりの国の助成金をいただいたことがございませう。そしてその点についてさらに県とかあるいは町村、県森連、森林単位組合、これがみんな一緒になつてあの就業対策の資金を、共済制度の資金を出したことがありませう。

いった行き方をやはり将来考えていかなければ、とてもじゃないがいまの森林組合の現状から見るとむずかしい。呼び水が来て安定された森林組合の運営ができるようになりますれば別ですけれども、そうでない限りにおいてはいまのようなことを考えておられるようなわけがございませう。

○瀬野委員 どうもありがとうございます。

○濤委員 長 それでは参考人の皆さん、議事の都合上しばらくお休みをいただきます。

○濤委員 長 林業改善資金助成法案、漁業再建整備特別措置法案、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び漁船船主責任保険臨時措置法案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

林業改善資金助成法案
漁業再建整備特別措置法案
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
漁船船主責任保険臨時措置法案
(本号末尾に掲載)

○安倍國務大臣 林業改善資金助成法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国林業は、国民生活にとって不可欠な木材等の林産物の供給と、森林の持つ国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の維持増進とを通じ、また、山村地域住民に就業の場を提供すること等により、地域の振興に寄与するとともに、国民経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたところであります。

このような森林・林業の果たす役割りに対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと考えられますが、わが国の森林・林業の現況を見ますと、戦後の拡大造林の積極的な推進により造成さ

れた広大な森林が逐次間伐期を迎えつつあるにもかかわらず、必要な間伐が適切に実施されておらず、このため、森林の資源内容の脆弱化をもたらすおそれがあること、林業機械の使用に伴う労働安全衛生の問題が深刻化してきていること、山村において若年層の林業従事者の確保が困難となつてきていること等厳しい情勢にあり、これらが林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上を図る上で大きな制約条件となりつつあります。

政府におきましては、さきに述べました森林・林業に対する国民的要請にこたえるため、これまで、造林、林道等生産基盤の整備、林業構造改善事業の推進、林産物の流通、加工の合理化、林業労働力対策等の各般の施策を推進してきたところでありませうが、以上のような最近における林業経営の状況等にかんがみ、これらの施策に加えて、林業従事者等が自主的に行う林野の林業利用の高度化と林業技術の向上を図るための林業生産の方式の導入及び林業労働に係る安全衛生施設の導入の促進並びに林業後継者等による近代的な林業の経営方法または技術の実地習得を積極的に助長するための新たな施策を講ずることが緊要と考へるのであります。このため、これらに必要な中、短期の無利子の資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、この法律の対象といたします資金を林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金に分けて、それぞれの内容を定めるとともに、都道府県が林業従事者等に対するこれらの資金の貸し付けの事業を行うときは、政府は、当該都道府県に対し、予算の範囲内においてその事業に必要な資金につき、原則としてその三分の二を助成することとしたしております。

第二に、都道府県が行うこれらの資金の貸し付

けにつままして、その利率を無利子とするともに、一林業従事者等ごとの限度及び償還期間等について定めております。

第三に、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならないこととするともに、その事務の一部を森林組合連合会等に委託することができることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に、漁業再建整備特別措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国漁業につきましては、燃油その他漁業用資材価格の高騰等により支出が著しく増大する反面、魚価の相対的な低迷等のため収入が伸び悩んでいることにより漁業経営は総じて不振に陥っており、加えて、漁業をめぐる国際環境は一段と厳しさを増すなど、きわめて困難な事態に直面いたしております。

このような状況に対処し、経営が困難となっている中小漁業者についてその経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金の融通の円滑化を図るほか、特定の業種に係る中小漁業について構造改善を促進するとともに、漁船の隻数の縮減を必要とする業種についてその円滑な推進のための措置を講ずること等により、漁業の再建整備を図ることとし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業経営再建のための措置についてであります。すなわち、経営が困難となっている中小漁業者でその経営の再建を図ろうとするものは、漁業経営再建計画を作成し、その固定化債務の整理等のために緊急に必要な低利資金の融資を受けた場合においては、政府は、都道府県または漁業者団体が行う当該資金に係る利子補給に必要な経費について補助することとしたしております。

す。

第二は、中小漁業の構造改善についてであります。構造改善を図ることにより経営の近代化を促進することが緊急に必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業者団体は、国の定める基本方針に即して構造改善計画を作成し、これに従って構造改善事業を実施する中小漁業者等は、必要な低利資金の融通を受けることができるとともに、税制上の特例措置を受けることができるといたしております。

第三は、漁業の整備についてであります。国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし漁船の隻数の縮減を行うことが必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業者団体は、漁船の隻数の縮減等についての整備計画を作成し、これに従って整備事業を実施する漁業者等は、必要な資金の融通を受けることができることとしたしております。

第四に、漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた漁業離職者に対し、就職のあっせん等に努めるとともに、職業転換給付金の支給等の措置を講ずることとしたしております。

このほか、報告の徴収等につき所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

中小漁業融資保証法は、昭和二十七年に制定された中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者等に対する融資の円滑化を図る制度として運営されてまいりましたが、四十九年度末における漁業信用基金協会の債務保証残高の合計額はおよそ千五百億円に上っており、中小漁業の振興に大きな役割を果たしてきているところであります。本制度につきましては、制度創設以来、逐次改善を図ってきたところでありますが、最近における

る漁業事情等に対応して中小漁業者等の資金の融通を一層円滑にするため、所要の改善措置を講じて制度の運営に遺憾なきを期することとし、本法を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、従来、漁業信用基金協会が行う債務の保証につき中小漁業融資保証法特別会計において行ってきた保証業務を中央漁業信用基金に移行し、同基金の業務を拡充することであり、この改正によりまして、現在中央漁業信用基金が行っている農林中央金庫に対する融資業務及び漁業信用基金協会に対する貸し付けの業務と保証業務が一元的に実施されることとなり、制度の一層円滑かつ機能的な運営が図られるものと考えております。

改正の第二点は、緊急融資資金の保険のてん補率の引き上げであります。すなわち、今国会で御審議をお願いしております漁業再建整備特別措置法の規定に基づき中小漁業者の漁業経営の再建を図るために融資される資金その他国の助成に係る利子補給を受けて緊急に融資される資金のうち主務大臣の指定するものに係る保証保険及び融資保険のてん補率を八割に引き上げ、これら資金の円滑な融通に資することとしたしております。

このほか、改正の第一点において申し述べました保証業務の中央漁業信用基金への移行に伴い、中小漁業融資保証特別会計を廃止するとともに、同会計に属する一切の権利義務を中央漁業信用基金に承継させる等、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に、漁船船主責任保険臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁船の運航に伴って生ずる漁船の船体及び積み荷に関する損害につきましては、政府は、漁船損害補償制度及び漁船積荷保険制度を通じその損害

のてん補を図ることにより、漁業経営の安定に多大の寄与をしてまいったことは御承知のとおりであります。

しかしながら、近年における漁船の大型化、高速化等に伴って、油の流出、他船との衝突その他の偶発的な事故が発生する危険性は高まっており、漁船の船主等が、水面清掃費用等の不測の費用を負担し、または漁船乗組員等の人的損害や第三者の物的損害に賠償することによる損害は、漁業経営に重大な影響を及ぼすようになってきておりまして、漁船の船主等のこれらの費用及び責任等を適切に保険する制度の創設が強く要請されるに至っております。

このような事情にかんがみまして、政府は、昭和四十八年度以来漁船船主責任保険の制度化に必要な各種調査を実施してまいったところでありますが、漁船船主責任につきましても、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されていない状況にありますので、漁船船主責任保険の本格的な制度化を図るための準備として、まず試験的に保険事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行い、その成果に基づいて適切な保険制度の確立を図ることとし、本法を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁船船主責任保険は、農林大臣の認可を受けて、漁船船主責任保険及び漁船乗組員責任保険の事業を行うことができることとし、これに必要な手続を規定いたしております。

第二に、漁船船主責任保険及び漁船乗組員責任保険の内容につきまして、被保険者、保険契約者、保険期間、純保険料率及び漁船乗組員責任等につき所要の規定を設けることとしたしております。

第三に、漁船船主責任保険は、農林大臣の認可を受けて、漁船船主責任保険組合の漁船船主責任保険事業等による保険責任についての再保険の事業を行うこと

とができることとし、これに必要な手続を規定いたしております。

このほか、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業並びにこれらの再保険事業の適正かつ円滑な運営を期するため必要な国の援助規定その他の規定を設けることといたしております。

なお、この法律は、昭和五十一年十月一日から施行し、この法律が試験実施のための臨時措置法であることにかんがみ、その施行日から五年以内別に法律で定める日に失効することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○湊委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

この際、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○湊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

参考人に対する質疑を続行いたします。今井勇君。

○今井委員 午前中、水産団体のお三人から御意見の御開陳がございました。

まず最初に、当委員会に御出席賜りまして貴重な御意見を述べいただきましたことにつきまして、お礼を申し上げます。

時間も限られておりますので、問題をしばらくして、二、三お伺いをいたしたいと思います。時間の都合上、私がかかじめ質問を申し上げたいことを申し上げますので、それについて御答弁をいただければ幸いです。森澤さんと及まず最初の問題につきましては、森澤さんと及

川さんにひとつ申し上げたいと思います。三つございませぬ。

第一点は、先ほどの御開陳で浮き彫りにされましたもので、今後の日本の水産資源の確保というものについて非常に問題があることがよくわかります。したがって、もう一つの方法があるかと思いましたが、私は新しい漁場の発掘といましようか、同時に新しい、利用されていなかった魚種、魚種の活用といましようか、そういう問題について具体的に二人ともどのような御検討がなされ、どのように対処されるのかというところをまず承りたいと思っております。

第二点は、現在たくさんと承っております魚の中でも大衆魚と言われますものにつきましては必ずしも十分利用されていない。たとえばイワシとかサバのようなものは、大半が他の魚のえきになつてみたり、あるいは肥料になってみたりするわけでありませぬ。われわれが食ふことを余儀なくされておられます。決して栄養価等々について落ちるものではないと思つておられますが、何さまそういうものを国民が好まなくなつたといましようか、そういう嗜好の問題等々も承りたいと思つておられます。どうもむだに捨てられておられることを聞きませぬ。まことに残念なことでありまして、貴重な資源であればあるほどこれを国民に納得をして食べてもらおうという努力をやはり水産団体もなさるべきであらう。これはばかにならない数字だと思つておられます。同時に、現在のたとえスケソウダラ等につきましても、すり身にいたしますもの利用率を聞いてみますと、二十数%という話を聞きませぬ。大半を捨てておられるわけでありまして、これなんかも知恵の使い様によつてはもっと利用率を高めることができる。一割高めれば一割増産と高いことになるわけでありませぬ。そういうたじみな問題ではありますけれども、解決すねばできないことではない、焦眉の急の問題であらうと思つておられます。それについていかなる御検討がなされておられるかということが第二番目でありませぬ。

それから第三番目は、先ほどから、沖合いあるいは遠洋漁業についての深刻さの問題についてはいろいろございませぬが、もう一つ、沿岸漁業の振興の問題を私はどうしても考えなければならぬと思つておられます。特に日本の国は四周海でありませぬが、最近沿岸漁業が公害の問題等あるいはまたその他労働力不足といましようか、そういう面等もありまして、政府もかけ声をし一生懸命やろうとしておられますけれども、なかなか十分に伸びていないと認識いたしております。そのためにわれわれはこの間の国会で法案をつくりまして、沿岸漁場の整備等についても大いにやろうと思つておられます。こつこつと意気込みを示したのでありますが、水産業界としてこの問題に具体的にどう取り組もうとされておられるのか、それぞれのお立場から以上三つの問題について御意見を伺うことができれば幸いと思つておられます。

○森澤参考人 いま今井先生から三つお尋ねがございましたが、第三点の沿岸漁業の問題は、私がお答えするよりもむしろ及川参考人からお話があると思つておられますので、最初の二点に重点を置きましてお答えをいたします。

第一点は、新しい漁場の開発、未利用資源の利用でございます。きわめて大ざっぱなお話をいたしますと、現在世界の漁獲高約七千万トンでございませぬけれども、FAOあたりの専門家の意見及び日本の資源学者の従来作業しました意見などを取りまとめますと、大体世界の総漁獲高を一億二千万トン程度にすることはそう飛躍的な技術革新がなくても可能である。もちろんこれはグローバルなお話でございます。日本は漁獲高がその比率で上がるといふ意味ではございませぬ。というところは、まだまだ世界には残された未利用の資源がある、こつこつとございませぬ。特に地理的な人口配分の関係もございまして、南半球の海洋水産資源の開発というものが非常に盛んでございませぬ。そういうことで私たちは、午前中申し上げました厳しい国際情勢の到来等も予期いたしましたので、数年前に海洋水産資源開発促進法という法律

をお出しいただきました。この法律によって認可法人として海洋水産資源開発センターというセンターをスタートさせたわけでございませぬ。運用の経費は主として政府にお出しただいでございませぬが、これは基本的には官民合同の機関でございませぬ。私たちがこのセンターを中心に、業界の持っている船、さらに進んだ技術、こつこつと漁場の開発を進めてまいりましたし、今後また進めなければならぬ、こつこつと考へておられます。

具体的に申し上げますれば、例のミッドウェー近海におりますクサカリツボイというふうな新しい魚、これもこのセンターの一つの事業として開発されました。それから、現在ニュージーランドの総理がお見えてございませぬけれども、ニュージーランド近海のスルメイカの漁場、これもこのセンターの活動によりまして開発され、百五十隻になんなんとする日本の中小漁船が、時期的にはございませぬけれども操業してございませぬ。今後こつこつと残された資源の開発を、私たちは業界自体でもやらなければならぬと思つて、主としてセンターを中心に進めていくこととございませぬ。いま私たちが問題にしておられますのは、特に領土権のございませぬ南極大陸の周辺における鯨の資源が御案内のとおりになりましたので、むしろ鯨以外の資源、一番問題になるのは鯨のえきになるオキアミでございませぬが、こつこつとものをいかにして漁獲し、いかにして処理、加工して食用としあるいは餌用とするか、こつこつと研究に取り組んでおられます。私の所属します大日本水産会におきましても南氷洋懇談会というものをつくりました。いろいろな学者の意見も聞きながら、今後南氷洋の未利用資源、主としてオキアミでございませぬが、こつこつとものを開発していくためのいろいろな問題をいま詰めておられます。また科学技術庁にお願いをいたしまして、鮮度が落ちることの非常に速いオキアミの処理、加工技術の開発、研究調整費による研究費の御援助をお願いしたいというふうな動きも現在やっております。いま申

し上付たのは一例でございますが、こういう形で新しい資源を開発する余地はまだある、こういうように私は考えております。

ただ、この新しい資源の開発は、いま深い海の方にまで及ぼして、深海丸という船を業界がつくり、センターにチャーターをお願いしてニュージランドの近海でも進めておられますけれども、深い海であろうと遠い海であろうと、恐らくどこかの国の二百海里の中に入ると思っています。したがって、政府にお願いをいたしまして、民間ももちろんやらなければなりません、国際的な合意を得た上で、この海洋センターが活動を開始するということになると思います。

さらに第三点、これは及川参考人からお答えがあると思えますけれども、日本列島周辺の漁場のきわめてミクロな、微細な開発調査というものもまだ大いにやる余地があるであろう。これなども業界の仕事であり、さらに今後のセンターの一つの中核的な仕事になるべきである、こういうふうにご考えております。

第二点のいわゆる大衆魚の利用でございますが、今井先生御指摘のとおりでございます。現在二百五十万トンから二百七十万トンぐらいが非食用向けとして当てられております。われわれは一千万トンとって世界第一位でございますというように一応胸を張っておりますけれども、内容を見ますと、国民に食糧として提供しておるのは七百五十万トン前後である。しかも、お魚の可食率というのは五五〇でございますから、一千万トンとっておりましたも五百五十万トンしか食糧にならない。いわんや、二百七十万トン非食用の部分があるということは、今後食糧を安定的に供給していくという命題のもとにおいては非常に重要なことになるわけでございます。私たちは、イワシでございますとかサバでございますとかあるいはサンマでございますとか、従来魚釣りのえさあるいは養魚のえさ、肥料、そういうものにはかたがていないものを、どうして国民の食卓に送り届けるといふ工夫を当然しなければならぬわけ

でございますが、消費者の方に責任を転嫁するわけにはもちろんまいりませんので、私たちは第一に、そういう回遊性の大衆魚、これは年によって非常に漁獲に豊凶がございますけれども、ある程度と過ぎないようには生産調整をまずやるという責任が生産者の段階においてあるであろう。

それから第二点、とれました物を流通しやすく、しかも消費者の嗜好に合うような形に加工処理いたしまして、新しい商品として開発をいたしませんと、いまの生のままイワシをお上がりなさいあるいはサバをお上がりなさいと言っただけでは問題は解決すまい、そういうふうにご考えております。現在大手及び全漁連等を中心にお魚普及協会という組織をつくりまして、昔ありました魚食普及宣伝とは違った角度の魚食普及宣伝をやっております。さらに魚種別団体では、きょうお見えの増田さんの団体でも、いろいろカツオ・マグロの魚食普及運動を従来からやっておられますし、さらにサバなどの組合におきましては、サバの魚食普及と同時に、サバのすり身を開発する。いわゆる白身のスケトウダラのような魚を原料とするすり身が、将来国際規制で非常に先行不安でございます。したがって、赤身の魚を処理、加工する、その一つの方法としてすり身にしてかまぼこの原料にするというふうなこともいろいろ研究をしておりますが、いずれにしても、そういう従来食用としなかつた漁獲物をうまく処理、加工して、流通業者が喜んで消費者の食卓に提供できるという方法を、われわれ生産地においても流通段階においても考える必要があるだろうと思っております。

意を尽くしませんけれども、沿岸漁業の問題は及川参考人をお願いすることにいたしました。一応私の答弁を終わります。

○及川参考人 最初のお尋ねの漁場開発という問題でございますけれども、われわれはこの問題につきましても、仮に日本の国が海洋法の動向によつて二百海里という専管水域を設けられるとしますと、三千万ヘクタールの日本の自由になる海

が出ると言われております。その中で、現在沿岸のどれだけのものが沿岸漁業として利用されているか。せいぜい百三万ヘクタールではないかと思うのです。少なくともこの三分の一程度の一千万ヘクタールを、本当に国家資本を投じて漁場造成をしていきますならば、かなりの外国で失われたものが確保される。われわれは手前みそでございますけれども、先般沿岸漁場整備開発法というものができました。ことしから予算が実行されますけれども、実はグリーンブックと称しまして、私のところでも七年か八年前からあの骨子を持つておつたわけですが、ところがその当時食糧問題といううなことは問題にならないで、沿岸がだめになつたら外国から輸入したらいじやないかといううなことで、世論もそうでした、一般の認識もそうでございますが、とうとう日の目も見ないでおつたわけでございます。最近になりました、やれ食糧問題とかいう背景がありまして、実は沿岸漁場整備開発法というものが通つたと思つております。したがって、その手法をもつてするならば、日本近海はこれだけの世界の大漁場でございます。積極的に漁場造成をしていくならば、私は必ずしも非観するに当たらぬという考え方を持っております。

それから大衆魚については、先ほども冒頭陳述で、私はイワシさんがあいうことになつておるといふことに問題は尽きるのだと申しましたけれども、私いろいろと財界のえらい人方とともときどきお会いする機会があります。そうすると、私たちがちうおの年輩の経団連あたりのえらい方々が、及川君おれはイワシが好きなんだ、だけれども一向魚屋にイワシが売っていないじゃないか、聞けばイワシは銚子で捨てられておるといふことだが何たることかといふ毎回イワシの話が出ます。しかし、たとえばあなたが好きだ好きでないといふことは別に、現在何のためにイワシは見向きがつかないのかといふことを考えると、この原因は非常に深いのでございます。今日の若い人々の嗜好というものが非常に変わつておる。それからま

た家庭生活の内容も変わつておる。たとえば、家の中でイワシを焼いたらアパートが臭くなつてどうもならぬとか、各種の生活要件とかが入つておるので、そこまでさかのぼつて考えないとなかなかむずかしいのだ。したがって、当面は私たち何としてもこのサバなりイワシなりというものを、いまの国民の嗜好に合ったような形に姿を変えていくことでなければ、幾ら観念論してもなかなかいかぬだろう。そこで役所に対して、先ほどお出ましたけれども、かつてスケソウも非常に安かつたものです。ところがあれがすり身という場を見つめて、あれだけになつてきたわけでございます。現在サバなんかでも何とかしてかまぼこ原料等にならぬかと思つておられます。なかなか固まりが悪いか、いろいろ問題がございます。イワシであれば、そのほかにおいがかぬとか、そういう問題は、科学的にこれから開発をするとは、恐らくこれは国の力でやつてもらわなければいけないだろう。したがって、いまの段階においてはなかなか大衆魚というものが振り向かれない。おっしゃるとおり、観念的には恐らく二割ぐらいいし普通の食事に上がらぬのじゃないかと思つておられます。イワシのごときはもつとひどいでしょう。だけれども、それは嘆いておつてもしょうがないので、今日の日本人の食生活というものがなつたようなものを開発する以外になかなか方法はないんじゃないかと思つておられます。

それから第三点の沿岸漁業の振興、この問題につきましても、やつと沿岸漁場の整備開発といううなことが、ことしから七カ年ですか、二千億の投資が行われるといふことになってございまして、要は、われわれのねらいとして守るところは、まず第一に沿岸の漁場をきれいにして守るといふこと、汚れたものももう一遍きれいにするといふこと、積極的に魚のすみかをつくり、いわゆる稚魚を放し、あるいはまた養殖をやつていくといふことでございます。これはわれわれも政府予算といううなものを先先生方をお願いして、大きな予算をつけることもできましようけれども、問題はこ

れに對する勉強が非常におくれておりまして、科学技術的な手法、一体どういふふうにするれば的確に効果が上がるかというふうな問題について科学的な手法というのが非常におくれておる。こういうことが一つの問題点でございますので、こういう点についての科学技術的な研究というふうなものを政府としても特段に力を入れていただかなければならぬと思つておる。したがって、現在の技術段階からしますとあの程度のものであろうかというふうにも私は思つておる。

ただ、最近になりまして私痛感しますことは、いままでも増養殖といひまして、増殖と養殖とをいひます。おっしゃるまでもなく、養殖といふのは、先ほど御指摘になりましたほかの魚を食わせまして稚魚を大きくするのでございます。増殖といふのは、自然の力を利用して、えさも何にもやらぬで、いわゆる自然の保育力を使って魚をふやしていくということでございます。養殖も大変でございますけれども、養殖に一部批判がございます。たとえば一キロのハマチをつくるのに七キロなり八キロのイワシその他を食わせなければならぬというふうな批判もございまして、いまのようにイワシさんが粗末にされておるときならばこれは結構でございますけれども、国民食糧として食糧問題を論じるときには多少これは問題があることと思つておる。したがって、養殖もさることながら、いわゆる増殖、自然の海の力を利用してやる、いわゆる増殖という問題に今後われわれの視点を広めて、これに力を注がなければならぬと考へておる。

一つの例として、いま日ソ交渉でサケ・マスがやれ八万トンとか言つておられますけれども、これだけ国を挙げて大折衝しているのでも、これ以上は、昨年のが国沿岸におけるサケ、これが何と七万トンというものがとれておりました。これは過去長年にわたつて蓄積いたしましたところのふ化放流事業でございます。そういうものが実りまして今日サケが七万トンも日本近海に帰つてきた。もちろんサケが帰つ

たことにつきましては、そのことだけでなくて海流の関係もございまして、しかしこれははわれわれに非常に大きな示唆を与えておる。こういうことで増殖という問題についてきわめて大きな力を注ぐべきであらうと考へておる。

もう一つ……（今井委員）「大変ありがたいのですが、後の質問も残つておるようなんです……」と呼ぶ。はい。特に一言だけ申し上げたいのは、最近不況というふうなことに名をかりまして公害に對する考へ方が非常に甘くなつてきておる。このことだけは、私は特に沿岸漁業者として言わなければなりません。

○今井委員 大変ありがたい御意見をいま承りましたが、私は最後にいまの御意見を承つて三つばかり御要望しておきたいと思つて、第一点は、森澤さんの方でも海洋法會議に對して国際的にも広告をなさいましていろいろPRをされておる。大変努力をされておるのだから、その一部分でもお使いなすつて、国内的にも未利用資源、たとえばいまのイワシをもつと食べましようとか、サバをもつと食べましようというふうな広告は見たことがないのですが、そういう努力を、ひとつ見ちすけれどもしていただきたい。

それから及川さんにも申し上げたいのですが、ひとつ本当に国民がこうすればおいしく食べられるという料理の方法とか加工の方法なんということにどのくらいあなた方がお金を使つておられるのか。とるだけが能じやない、食べさせなければだめだと思つて、そういう意味の努力をさらしていただきたい。

それからさらに、あなたがおっしゃるとおり、やはり増殖をして、利子だけをわれわれが食べていく、元金には余り食ひ込まないでいくというのが本当だと思つておる。海をよく知つておられるのはあなたの方の漁民だと思つておる。海をどうすればよくなるのか、どこにどうすれば魚がふえるかというのを、一等よく知つておられるのはあなたの方であるわけですから、あなたの方の意見を集約されまして、政府を突き上げて、法律の

施行を促進させるという意味の最大の努力をさらにお願ひをいたしておきたいと思つておる。たくさんさんありますが、きょうは時間もございませぬので、残念ながら問題をしばつて申し上げたわけでございます。

最後に鯉鮪の増田さんにお尋ねをしたいと思います。あなたが例の魚価安定のことをちよつとおっしゃいましたが、その魚価安定のための調整保管事業というのは具体的にどのよう計画をしておられるのか。それからこの事業を私どもも考えますと、収支で赤字が出る可能性が多分にあると思つておる。そういう場合は一体どうに對処されようとしておられるのか、その二点についてお尋ねを承りたい。それで私の質問を終わりたいと思つておる。

○増田参考人 ただいま今井先生から御質問のありました魚価安定のための調整保管事業を具体的にいたしましたように進められているのか、それから第二点といたしましては、赤字が出た場合の対応をどうするかという御質問でございます。

第一点についての魚価安定のための調整保管事業は、現在カツオ・マグロ漁業の漁業生産コストを基準にいたしまして、それの見合ひの価格を一応算定いたしております。それから同時に、現実にはカツオ・マグロ需給の関係からきた実勢の価格がございまして、そういう問題も同時に勘案いたしまして、その最低買取り価格というものを設定いたしたいと思つておる。漁船が非常に集中した場合は国内の需要が非常に低下した場合のために生産地の魚価がその最低買取り価格を割つた場合に私どもの事業主体がそれを全部買い上げる、こういう体制をとつて進んでいきたいと思つておる。ただ、問題は現実の魚価の実勢価格と、私どもが申し申します漁業生産費を基礎にした理想の価格というものは、相当価格の上にギャップがございまして、したがって、最初から理想の価格までにはなかなか行き得ない。若干の時間あるいは年月をかなから理想の価格に到達せざるを得ないのではないか、かように考へておる。

それから御指摘のように、こういう形を理想に近づけた最低買取り価格をもつて事業主体が買取りますと、私どもの現在の計算で、しかも五十一年度、まだ成立はいたしてございませぬが、予算の構想からいいますと、大体年間に数億の赤字が出るようでありまして、現在予算に盛られております内容から見ますと、その赤字の二〇％は事業主体、すなわち業界が自己負担する。八〇％については魚価安定基金から無利子融資を受ける、こういう形になっておる。その二〇％にいたしまして一億数千円ないし二億のものが毎年赤字が出てくる、あるいは将来の扱い数量が増してくれば、それに応じてますます出てくる。こういうことでございまして、現在私どもは全体の漁船に對しまして、水揚げ金額に応じてその赤字を水揚げの都度天引きするという構想で、いま論議を重ねている最中でございます。

○今井委員 ありがとうございます。終わります。

○漢委員長 次に、井上泉君。

○井上(泉)委員 参考人の方に若干お尋ねしたいと思つておる。

まず、鯉鮪の増田さんにお尋ねしたいと思つておる。減船の計画というのは大体何％ぐらいをお考へになつておられるのか、そのことをまずお伺ひしたい。

○増田参考人 私どもカツオ・マグロ業界が現在考へておる減船の率は、全漁船勢力の二〇％というものを一応の目標にいたしております。そして、これを三カ年計画で遂行したい。そして、初年度である五十一年度はその四分の一、次年度は二分の一、三年度が四分の一という計画をつくつておる。予定どおり三カ年の減船を遂行いたしますと、二百六十四隻が減船対象になる、こういう計画を現在持つておるわけでございます。

○井上(泉)委員 いまいわゆる経済水域二百海里、領海十二海里の問題が目前に迫つておる問題だと思つておる。全漁連の及川さんにお尋ねしたいと思つておる。

それから御指摘のように、こういう形を理想に近づけた最低買取り価格をもつて事業主体が買取りますと、私どもの現在の計算で、しかも五十一年度、まだ成立はいたしてございませぬが、予算の構想からいいますと、大体年間に数億の赤字が出るようでありまして、現在予算に盛られております内容から見ますと、その赤字の二〇％は事業主体、すなわち業界が自己負担する。八〇％については魚価安定基金から無利子融資を受ける、こういう形になっておる。その二〇％にいたしまして一億数千円ないし二億のものが毎年赤字が出てくる、あるいは将来の扱い数量が増してくれば、それに応じてますます出てくる。こういうことでございまして、現在私どもは全体の漁船に對しまして、水揚げ金額に応じてその赤字を水揚げの都度天引きするという構想で、いま論議を重ねている最中でございます。

領海十二海里の点は、まだちつとも日本政府の方でもこれを宣言をされるような段階にないわけですが、業界としては二百海里に賛成なのか、十二海里も賛成なのかどうか、その点、全漁連の及川さんにお伺いしたいと思います。

○及川参考人 領海十二海里につきましては、われわれは断固一日も早くやるべきであるという考えを持ってあります。二百海里の問題につきましては、いろいろな日本の全体の立場を考へますと、単に沿岸漁民層の立場からのみでは考えられぬというところで、少なくとも領海十二海里につきましては、一日も早くやってほしいというふうに考えております。

○井上(泉)委員 水産会の森澤さんにお尋ねするわけですが、いま日ソの漁業交渉でも、ソ連側の態度が非常に強硬で、日本の北洋漁業は先真つ暗というような状態の中にあるわけで、そういう中で、ソ連が農業面における食糧不足を補うために水産面に進出をして、日本の近海におけるソ連漁船の操業というものが大変な問題になっておるわけですが、この点と関連をして、こういうソ連漁船の日本近海における操業と北洋におけるソ連との漁業交渉の関係等について何か問題点がありはしないか。その点についてのソ連側の意向とか、あるいはソ連の日本近海における操業の状態についての水産会としての意見、そういうようなものをお聞かせ願いたいと思います。

○森澤参考人 井上先生からソ連の操業のお話が出ましたけれども、基本的には午前中私も申し上げましたように、ソ連も遠洋漁業国でございますし、日本も遠洋漁業国であります。したがって、海洋法会議等ではある程度共同作戦が張れるというようなことも実はわれわれ考へておいたわけでございしますが、現実には日ソ交渉をやってみますと、御指摘のようななかなか厳しい状況でございます。私は、ソ連が日本の近海において数年前から盛んに大型の漁船を稼働しております理由はいろいろあると思います。

第一点は、いま先生もおっしゃいましたけれども、ソ連の農業の不作、穀物生産の不振ということに関連して、国民食糧を確保するという立場で、いま井上先生がおっしゃったような、農業で達成できないノルマを漁業で達成していくという考へ方が強くあるだろうと思ひます。ことしから始まるソ連の第十次の水産の振興五カ年計画におきましても、五年先においては三割ぐらいの生産のアップというものを見込みまして、日本に追いつけ追い越せという政策を掲げておるように思っております。したがって、そういう背景のもとに、特に極東水域における比重は非常に高うございしますから、日本近海の操業というものが非常に活動的になってきています。

それから第二点は、これは私の想像にすぎませんけれども、いずれ将来日本も二百海里というなわ張りを張る時期が来るであろう、そういう場合にその中における実績を確保しておきたいという考へ方もソ連にはあるかもしれせん。

しかし、今度の日ソ漁業委員会でソ連のニコノロフ代表は、われわれの漁船が日本の近海においてとつておるよりも、もつともっとたくさんのものを日本の漁船はソ連の近海においてとつておるではないかというようにおっしゃっておるようでございますが、いずれにしても、先ほど及川参考人がおっしゃいましたように、十二海里というものの設定は早急に急いでいただきまして、その外側における日本近海のソ連漁船の操業につきましても、沿岸漁業との摩擦を極力防ぐ対策というものを十分考へていただく必要があると思ひます。

損害賠償につきましても、すでに委員会も発足をいたしましたけれども、これとてもスタートしてみればなかなか難航する問題が多いのではないかと思ひますので、あとは資源保全なり紛争、摩擦防止ということでソ連側とよく話し合つて、秩序のある操業を要求するというところであらうと思ひますし、さらに日本漁船のソ連近海における操業につきましても、何回も申し上げますように、正当な科学的な資源評価の上に立つて、日本政府

として、非常に厳しいと思ひますけれども、急激なショックを北洋漁業に与えない交渉というものを願ひするのと、もし大きなショックが参りました場合には、ひとつ大幅な政府の立法あるいは財政上の対応策を講じていただきたいということに尽きると思ひます。

○井上(泉)委員 最後に、カツオ・マグロの増田さんにもう一点お尋ねしたいのですけれども、カツオ・マグロの業界の実情として減船をせざるを得ないということは理解をされるわけですが、しかし、その減船をされる側の、つまりいままで漁業をやつておった方がこれで漁業を放棄するとかというようなことは、当事者にとつても非常にさびしいことだと思ひます。そういうものに対する対策、まあ大体カツオ・マグロは中小の漁業者が多いのですから、そういうものに対する対策というものは、単に減船をした者に借金の肩がわりをするとかあるいはその補償をするとかいうことだけでは、減船をされた側の者もなかなか問題の解決にはならぬと思ひますので、その点について何か連合会として考へてあり、そしてまた政府の水産行政の面でもやつてもらいたいとお考へになっておられる点があれば、この際お聞かせを願ひしておきたいと思ひます。

○増田参考人 私どもの現在進めておりますカツオ・マグロの減船計画が進展いたしました。現実には整理者が出た場合に直接問題になりますのは、船主自体と乗組員の両面でございます。船主につきましては、従来、船の建造なりあるいは航海経費等の運転資金につきましては、最寄りの周辺の漁業者にお互いに保証人というものが立つております。あるいはまた大部分は系統組織から転貸を受けておりますから、系統組織からの借り入れ、こういう形になっているわけでありまして、一応第一義的には保証人がその損失について協力をしてく、補償をしていく、こういう体制をとりたいと思ひます。

それから同時に、業界全体が政府のあつせんによる低利、長期の資金を借りて、船主については

とも補償資金というものをひとつ供給していきたい、こう考へます。それでもなおかつ足りないという場合は現実には多いわけでございますが、勢いこの問題は系統の組織の方にどうしてもしわが来る。それで、私どもは最後に系統組織に来るしわについては今後どう対応するかということはいまいろいろ検討しているわけでございます。

それからなお、乗組員につきましても、政府の方の今度の予算措置でも所要の措置を講じられております。それからまた業界自身もそれについては適切な対応をして、乗組員の雇用先あるいは船の減船によつて雇用先を失うということのないよういろいろな協力を、便宜供与をいたしたい、かように考へております。

○井上(泉)委員 どうもありがとうございます。○湊委員長 次に、角屋堅次郎君。○角屋委員 本日は参考人の皆さん御苦勞さまでございます。本来ならば水産三法の法律に関連をして参考人三団体の代表以外の方も含めてお呼びすることを考へておりましたが、御承知のような国会情勢もございまして、こういう形になつたことは御了承いただきたいと思います。すでに午前中法律案も大臣から提案されましたので、若干そういうことにも関連をして簡潔に御意見を承つておきたいと思ひます。

今度水産三法が提案をされておるわけですが、そのうちの一つである漁業再建整備特別措置法案は、再建計画あるいは構造改善計画あるいは整備計画と、それぞれの業態に応じて三つの手法で漁業の再建整備を図ろうという考へ方でございます。ところが、国連海洋法会議の今後の行方待ちつまでもなく、現実にはアメリカその他の新しい立法の制定、あるいは日ソ漁業交渉を通じての厳しソ連の態度、あるいは五月以降に開く日米の漁業交渉というふうなものを予測してまいりますと、この法律のみをもつては対応できないというこはいまから明らかでございます。これは

いずれ法律案の審議の中で政府自身にもその見解をたださなければなりません。現に大日本水産会の森澤専務自身が、これからの情勢に即応して、立法的措置あるいは財政的措置という意味の中には、出されている水産三法以外に新たな立法的措置もやはり必要であるという考え方も含めてお述べになっておられるものと判断をいたします。

現実には、たとえばニシンの問題、カニの問題、さしあたって出てきておる問題に対応しても、この法律をもって直ちに対応できるかということになれば、これは予算措置その他新しい別途の手法も考えていかなければならぬ、こういう問題を控えておられるのでありますが、これからのそういった情勢に対応して、水産三法のみならず、今後減船の問題あるいは離職者対策等の問題——石炭では石炭から離職する人々に特別立法をもってこれらの職業転換等についても対応したという経緯がございます。漁業の場合は、できるだけ魚で生きてきた者は魚で活用するということを考える立場から、われわれとしては沿岸、近海におけるこれからの漁業振興というふうなものを新しい組織等も考えて、そういうところにも積極的に入っていくという構想等も持っておるわけでありまして、まず森澤参考人と及川参考人に、現実に出されておる水産三法、これで今後の厳しい情勢に対応できるのか、対応できないとすれば、今後の事態を予想して、端的にどういふ見解を持っておられるのか、こういう点についてまず簡潔に御二人から承りたいと思っております。

○森澤参考人 お答えをいたします。
いま提案をされております水産三法は、先ほど来もお話が出ておりますように、主として厳しいオイルショックに伴う経営改善対策を中心として発想をされておるもので、漁業再建整備特別措置法がその中心でございますが、これに伴ういろいろな融資のための基金協会の保証の拡大、さらに保険制度の充実としてのPI保険、いずれも相互に関連がございます。及川さんは先ほどカンフル注射だということをおっしゃいましたが、まさしくオイル

ルショックに対する経営対策のカンフル注射で、これはぜひ大急ぎにやらなければ、たぐきさんな負債を抱えております特に中小漁業については倒産が続発する恐れがあるという認識を私たちは持っております。

ただ、いま角屋先生がお尋ねの、今後の国際交渉にかんづいて起こってまいりますわゆる外圧による業界の体制整備、これにつきましては、私は、この特別措置法の範囲内では恐らく律し切れない問題が出てくるであろうし、また業界の能力を超える問題も当然出てくるであろう。大変不幸なことでございますが、そういうことを決して期待するわけはございませんが、起こって来るであろう。したがって、この再建整備特別措置法は経営対策として早急にひとつ御審議をいただきたいと思っております。

あわせて、もう近く落ちてくるかも知れませんが日ソ交渉の結果等を見ても、たとえばニシンなどについて大副な減船が迫られるということになります。午前中私が申し上げましたような特別な立法なりあるいは予算措置なりということを通じていたただかなければ、恐らく労働者の問題を含めて解決することはできない。しかし、現段階におきまして、政府が法案を出す場合には、その将来たるべきショックを大幅に予想して予算措置なり法律を提案するということにはまいりませんので、これはやむを得ないものだと思いますが、将来のそういうインパクトに対しましては、ひとつ臨機応変に迅速に業界も対応いたしますけれども、政府なり国会の御協力、御援助をお願いしたい、こういうふうに考えております。

それから沿岸振興の問題につきましては、先ほど来及川さんからのお述べになりましたとおりでございます。今後やはり日本の漁業生産の量的にも質的にも中心というのは、中長期に見まして沿岸、沖合いにならざるを得ない、こう思います。私は一千万トンということをおっしゃいましたが、現在沿岸、沖合いだけでも六百万トンから六百五十万トンというものを揚げております。し

たがって、沖合いの養殖、これは内村水産庁長官が非常に熱意を持って取り組もうとしておられますが、沖合いの養殖を含めまして沿岸の生産量のアップ、それから先ほど来御質問にお答えしました水産資源の利用をもっと濃密に利用率を上げるというところで、ミニマム一千万トンの供給というものは決して不可能でないというように私は考えております。

○及川参考人 角屋先生のお尋ねのとおり、この三法の関係は、冒頭に申しましたとおり、いずれカンフルでございます。ましてやポスト海洋法の体制などというものは、こういうことぐらいて救われるならば、何も漁業危機でも何でもないでございまして、これは全く海洋法後に備える体制が、立法その他なされなければならぬ。

ただ私、一言だけ申し上げたいのは、ポスト海洋法、ポスト海洋法と、皆世界の大勢が決まったなどというふうなことを言っておりますけれども、具体的にどうなんだ。恐らくそのときになつては遅いじゃないか。いまからその体制を築かなければ、それほど世界の大勢が決まらなかつたおっしゃるならば、いまから政策を準備しなければならぬじゃないか。その点が何やら、まだ決まらぬ、まだ決まらぬ、海洋法が決まらぬから決まらぬからということ、問題が何か知らされていっていることに非常に焦燥を感じます。

以上でございます。

○角屋委員 増田参考人に引き続きお伺いします。この漁業再建整備特別措置法の中では、カツオ・マグロの関係は再建整備でも関係している。それから構造改善計画でも関係してくる。ことに整備計画では、いわば整備計画の第一号の対象になっている。先ほど井上さんからお尋ねの中、第六条に基づいて整備計画の対象業種としてこれらの進め方について御説明がございました。そこで、私はさっきばらんに言って、後ほどの法案審議でも議論しなければならぬと思うのであります。この整備計画で減船を二割からやっております。オイル・ショック以降の遠洋、沖合い、沿

岸の漁業団体、漁業者の今日置かれている非常に厳しい条件下からすると、このこと自身も遠洋カツオ・マグロの業種について自主減船ということであることはほとんど至難ではないか。そういう意味からいいますと、この問題については融資セットであつて、必ずしも政府の考案方としては、これに対する積極的な財政援助というものは立法の考案方の中では薄いのじゃないか。私は、むしろこの整備計画というふうな困難な問題は、第一号としての遠洋カツオ・マグロのみならず、今後想定される業種についても積極的な政府の財政援助というものをそれぞれの漁業の実態に即応して、並行していかなければいけない問題であるというふうに考えるわけでありまして、これらの問題について増田参考人から御意見を承りたいと思

います。

○増田参考人 私どもカツオ・マグロ漁業は、いま減船の問題につきまして全国の機関をもつていろいろと具体的に検討を進めておりますが、先生御指摘のように、現在予算的裏打ちが農林金融公庫の長期低利の融資、具体的にはとも補償の資金をもつて充当する。言うならば、残存する漁業者がその金を借りてやめる人につぎ込むということでございます。いままで数回にわたって全国の会議を催しておりますけれども、会議を通じて非常に活発に話し出てきますのは、午前の意見の開陳の際にも触れておりますように、やはり政府が後ろに引き下がって長期、低利の融資をあっせんしたということ、政府の直接補助といたしまして前面に出てきて、政府の直接補助といたしまして相当主体にした動き方ではないと完全な減船計画はできない、こういう意見が圧倒的に強いわけです。そこで、私も一応五十一年度は六十五隻というふうに予定して、進んではおりますけれども、現在の融資だけであるならば、果たして第二年度、第三年度の五十二年、五十三年に本

当に二割までいくかどうか私どもは危惧いたしております。そこで、先生も御指摘くださいました

ように、できるだけひとつ政府の方が前面に出て
 いたでいて、政府の直接補助を主体にした形にお
 いて減船を進めるべきだということを考えます。
 これはしばしば申すように、私も自主減船
 という言葉がしばしば言われませんが、その
 よって来るところは、先ほど来話が出ておしま
 したように、海洋法を先取った沿岸国の漁業制約の問
 題とか、あるいは国際経済情勢の中におけるオイ
 ル・ショックのしわ寄せとか、こういう問題がや
 はり外圧になってきてきているわけでありませぬ。個
 々の企業の放漫経営の結果減船せざるを得ない、倒
 産するんだ、これならこれはやむを得ないと思
 いますけれども、その原因というものをつぶさに見
 ますと、まさに個々の企業ではどうしても対応し
 得ない理由によってやる。したがって、政府がで
 きるだけひとつ直接補助という形で前面に出てほ
 しい、こう思っております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、簡潔に
 さらに数点お伺いしたいと思います。

先ほど森澤参考人の方からも出ておりましたよ
 うに、やはりこれから新しい漁場の開発もやらな
 ければならぬ、深海の開発にも着手しなければなら
 ぬ。そこで一つのケースとして、御承知の南極
 海に生息するオキアミの開発問題、これは現在の
 全世界の漁獲量に匹敵するような漁獲を毎年続け
 ていっても資源の再生産に支障が起らぬとい
 うことがFAOの研究で言われておるわけ
 ですが、現実には日本の場合は、いま四十九年度で言
 えば調査船が一隻、民間の試験操業船が一隻とい
 うふうな形でやっておるわけですが、私ども、私
 もの党の立場から言え、こういった開発の問題
 については国がむしろ積極的な事業としてこ
 ういふ問題を推進をする、さらにそのうこと
 資源の開発の見通しをつけば、出漁については共
 同事業化の中で国も肩入れをして行、国民食糧
 の確保の観点から見ても、そういう姿勢が望まれ
 るし、それとタイアップした業界の対応が出てき
 ているのではないか、こういうふうなこの問題に
 ついては考えます。

それから及川参考人にも関連をいたしますが、
 例の沿岸漁場整備開発法の制定に伴いまして、本
 年から七カ年で二千億という予算でスタートして
 いくわけでありませぬけれども、研究の問題につ
 いてもと整備、充実しなければならぬという点
 まさにそのとおりだと思いますが、この問題につ
 いての予算のスケールという問題では、これから
 の沿岸、沖合いの積極的な開発という面からまだ
 不十分であるというふうに思われます。業界自身と
 して、政府の施策に対応しながら、これら沿岸漁
 場の整備、開発というのに対する取り組みの対
 応策というのについてどういうふうにお考えで
 いらっしゃるか、これらの点についてひとつ簡潔にお
 答えをお願いいたします。

○森澤参考人 オキアミのお話が角屋先生から出
 ましたが、先生もおっしゃいましたように、大体
 FAOの学者あたりでは、資源量が非常に多くて、
 毎年七千万トンくらいとつてもいけるんではない
 かという科学者の見解もございませぬ。資源量が
 私ども所屬しております大日本水産会を中心とい
 ろい懇談会を設けて検討しておりますのは、今後
 どういうふうにしてこの資源を商業用に開発をし
 ていくのかという問題ももちろんございませぬ、
 とも、それと同時に、領土権がございませぬ、
 いわゆる経済水域の設置はないわけでもない
 が、やはり将来を見越しましてオキアミの資源管
 理という形にどういう方向で日本としては声を出
 していくべきであろうか、というのは、わが国は
 もちろんございませぬが、ソ連、ポーランド、西
 ドイツ、いろいろオキアミの資源開発について調
 査船を出して開発をやっておるわけがないま
 す。したがいて、私どもは、先生御指摘のよ
 うに、政府の御指導を得ながら、主に海洋水産資
 源開発センターを中心としたこの資源の開発を進め
 る方向、それがある程度物になれば、現在大手
 各社でこれを食品として企業化をすつつございま
 すが、そういう方向、さらにそのうものをばら
 ばらにやるんでなくて共同でやるという方向は、

まさしく正しい方向として同感でございます。た
 だ、私がいま申し上げようとしております南極海
 のオキアミ等の資源の国際的な管理というものに
 ついては、私は、将来やはり日本が世界の漁業先
 進国として世界をリードしていく立場で人類の食
 糧資源を長く確保するという見地からは、十分現
 段階において考へておかなければならぬ問題が
 なりあるのではないかと、御案内のとおり、現在南
 極条約というものがございまして、十数カ国がそ
 のレギュラメンターでございます。日本もその
 レギュラメンターでございます。こういった南
 極条約のレギュラメンター等を中心として、海
 の資源の将来に対する国際管理のあるべき姿とい
 う方向を決めて、その中で各国が整然としてオキ
 アミの開発をやるといふ形を当然考へなけ
 ればならぬ、私はわが国がその主導権をとる
 べきであるといふことをつけ加えて、角屋先
 生の御質問に対するお答えといたします。

○及川参考人 沿岸漁場開発、整備に対するわれ
 われの対応策ということでございますが、現在取
 り組まれておる予算規模における施策というものは
 実は新しいことではございませぬ、内容的
 には二次構造改善の延長でございます。したが
 います、これらの段階までは技術的にもそう余り
 問題がないだろうと見ておられます。私が問題に
 しておるのは、さらにその先を行って大規模な
 という立場で先ほど午前中申し上げたわけござ
 います。これについては、われわれは単に役所の
 ベースで鉛筆なめなめといふようなことであつて
 はいけないので、何とでも漁民のために本当に
 ためになるものにしたといううこと、地方漁民
 の意思の反映、これを一体どういふうに反映し
 ていくかということについてよりその対策を
 いま考へております。たとえば漁港の推進のため
 には漁協協会といううなものがありまして推進
 しておりますけれども、同じような公共事業で
 ございませぬ、やはり全国的な一つの推進体とい
 いますか、民意を反映させる推進体といふうな
 ものもできれば近く何とかしたいというふうな考

えております。ただ、いまの二次構造改善の延長
 程度のものであつても、どうも聞いておりますと
 いうと、地方財政、府県の方に非常に問題がある
 のではなからうか、この点が非常に問題でなから
 うかと私は思っておりますので、この点について
 はむしろ先生方には特段の御配慮をお願いしたい
 というふうな考へております。

○角屋委員 時間の関係もありますからあと一点
 で終わらしていただきたいと思ひますが、一つは、
 漁船船主責任保険臨時措置法案というものが新しく
 出されてまいりまして、漁船の積荷荷保に引き
 続いてこれを試験実施をしていこうということ
 あります。増田参考人は四十五年時点であつた
 う問題の小委員会の小委員長をやられ、小委員会
 報告も取りまとめられた責任者でございます。私
 は専門的なことに入らうと思ひませぬが、一つは
 漁船船主責任保険の試験実施についても、今度の
 漁船船主責任保険の試験実施についても、漁船船主
 中央会が担当するということになっておられます
 が、漁船船主責任保険がどういふものか、試験実
 施として請け負っておられますけれども、本格実
 施のときの組織体は本来制度上からいけばどうあ
 るべきかということが今後の問題でございます。こ
 ういふ問題については及川参考人あるいは増田参考
 人等から御意見があれば承りたい。

それから、この問題では、増田参考人からもお
 話のように、現在一部漁船が加入しております
 日本船主責任相互保険組合それから外国保険事業
 者の例のプルタニヤP・Iクラブ、こういったもの
 の保険制度との関連で、より有利な条件のもとで
 試験実施ができるかどうかというのがこれからの
 試験実施の一つの重要なポイントになるわけござ
 います。たとえば三百トンから五百トン程度の
 ところでは設計上は非常に高い保険料というふうな
 形で、いずれこれは実施の過程では修正を思ひ
 しなければならぬ問題だといふふうな考へ
 正しけれども、そういう問題も含めて、先ほど御
 要望がありましたけれども、漁船船主責任保険臨
 時措置法案の問題について、特にこれは人身事故

等の問題については全水共のノリコーとの関係、いま水産庁を中心に調整等をやっておるようでありますが、そういった既存の問題は、先ほど挙げた問題以外に、全水共のノリコーとの問題の調整といったようなこともあるわけでありまして、これらについて御意見があれば承りたいと思ひますし、同時にこれからの厳しい情勢下で、この際、及川参考人増田参考人から、系統団体の現状から見て、いろいろ融資の問題があり、再建あるいは構造改善、整備、その他各般の問題をやつていかなければならぬ、こういう際に、系統の今日の能力と経済の実態から見て、特に今後の政策上に強く希望したい点があればお述べをいただきたい、こういうふうに思ひます。

○及川参考人 P I 保険の実施に伴ひまして――私は P I 保険そのものについては申しませんが、将来の課題としてわれわれの業界で問題になつてゐるのは、P I 保険を実施すれば、いわゆる全水共がやつてゐるノリコーとの競合とかいろいろ問題があることを承知しております。私は当面――全水共、漁漁連というものがございまして、これはいづれも立法根拠は違ひます。であつてもこれは一体運用を図らうということで、私はその中央センターの会長といたしまして両方まとめております。それで、現在漁業協同組合の共済という看板で実態を進めたい。そうしませんが、協同組合が人から頼まれたところの事業としてやりましたのではとても伸びに限界があります。加入率がよくなれば保険の効果も上がりませんが、どうしても実績を上げたい、そのためには協同組合の事業としてこの全水共、漁漁連の事業を持ち込みたい。これは着々と進めております。その過程において、いわゆる立法根拠が違ひし実情も違ひ点がありますけれども、漁船保険等の問題については、将来の問題としては当然やはり協同組合組織の中においてどう考へるかということが大きな課題であらう。これに対する現実的なお答えは差し控へたいと思ひます。

それからいまひとつの協同組合で困つてゐるの

だらうというお話、角屋先生、まことにありがとうございます。このお話は、いま漁業が非常に困つておると言ひますけれども、漁業が困つておるといふことを皆さんお話しされるけれども、われわれの組織体がいま血へどを吐いてゐるのです。この問題は、まだ停船もしてない、何とか動いてゐるのじゃないか、何だかんだ言ひながら動いてゐるのじゃないかというその背景には、漁業協同組合に対するしわ寄せ、これは大変なものです。買った資材代金は返せない、借りた金は返せないといふこととございまして、そうしてそれがだんだん積み上がつて県連合会のいわゆる滞りが多くなり、全漁連まで多額なものが期限を超過して払へぬ、それが著しく経営を圧迫してゐる。この経営体が弱つたときにはパイもなくなり、どんなに国が資金を用意してもどうにもならぬ状態じゃないか。したがつて、今度の漁業再建整備特別措置法におきまして、少なくともこの効果というものが、漁業協同組合のいわゆる組織強化、いわゆる体質の強化、いわゆる漁業協同組合から借りてゐるものを、これは金融機関から借りてゐるものだけが焦げつきと思ひないうで、漁業協同組合から借りてゐるものをまず優先に整理してかかるといふ姿勢であらんとことを水産庁の方にも特に私は御要望を申し上げております。そうして漁業協同組合というものを少しでも息をつかせせんと、今後政策を行う場合に、漁業協同組合がへたつたら何にもできなくなると私は思ひますので、その点、ただ今の先生の御質問は非常にありがたいとございまして。

○増田参考人 最初 P I の問題でございましてけれども、これが本格実施になつた場合の体制はどうかという御質問につきましても、いま関係の各団体、機関等でもいろいろ検討しておりますので、現在の段階において明確に御答へすることができないことを遺憾に思つております。ただいま先生もお触れになりましたように、資料を拜見いたしますと、私どものカツオ・マグロ関係、特に三百トン以上の船型については現在ブリタニヤにか

かつております保険料よりもはるかに高額の保険料が計画としてはかかるようだという点について、私は非常に心配してゐるわけですが、少なくともこれは外国保険でございましてからどうこうといふことではなくして、国がせつかくこのための船主責任保険を新しく制定してくれば、その結果保険料が高くなつてしまつた、あるいはまた対象の範囲が非常に制約を受けたといふことでは、私は何らの効果がないと思ひます。せつかくつくつていただくと以上は、ぜひとも私どもの希望がかなえられるようにひとつ運営していただきたい、かように思ひます。

それから、いま及川参考人も触れまして、私も全国の系統組織を持つてゐるわけにございまして、先ほど来、カツオ・マグロ関係が減船あるいは係船といふものが二一兩年急激にふえてきてゐる、現在進行中であるといふこととお話しいたした次第でございまして、現実には私ははるかに厳しいのが実態だと思ひます。そうししたしわはすべて県の段階の艦船組合、そういったところについておる。ですから系統の力というものがじわじわと下がつてきてゐる。そういう形において個々の船の倒産とかあるいは係船といふものが防がれてゐる。これはあくまでも形式的に防がれてゐるといふことだと思ひます。今度いろいろ制度的に処理をしていただきまして、最後の問題は、私は、系統のところにくる。したがつて次に来たるべき問題は、系統の強化をいかにすべきか。これは全漁連関係も含めましてそういった問題を真剣になつて考へなければいけない、かように考へております。

○森澤参考人 船主責任保険の問題、私から簡単に一言申し上げたいと思ひます。

というのは、四十五年に水質改善法が出ましたときに日本のいわゆる P・I クラブでは木造船は取り扱わないといふことで、漁船に対する適応性がございましてしたので、大日本水産会がブリタニヤクラブへの加入のごあつせんを申し上げてまいりました。もちろん外貨の送金を伴ひますの

で、その都度大蔵省の御承認を得て私の方でお世話をしてきた経緯がございまして。ことしの一月三十一日現在の数字で申し上げますと三百五十四隻でございまして、そのうち八二%がカツオ・マグロでございまして、そのほか北洋はえなわ、底びき、官公庁船等もございまして、主力はカツオ・マグロでございまして、それから私いたしました年間保険料約二十九万三千ドル、日本のお金にして八千八百万円ぐらいでございまして、その大きな部分をカツオ・マグロ業界が負担をしておられる、こういうことになると思ひます。いままではこのブリタニヤクラブの証明書がなければ米国の近海における操業ができなかつたわけにございまして、今後米国のみならず日本で試験実施が実施され、将来いかなる形が事業主体になるかは別として、本格実施が行われる時期が参りますと、従来こういう外国の保険クラブに掛けておつたものが日本国内で処理されるということと非常に便利になる、こゝう私と思ひます。

ただ、率直に申し上げてやや懸念しておりますことは、現在、船主がブリタニヤクラブと保険の契約を結んでおるその保険料というものが一応のベースになるという可能性は当然保険数理上あるわけにございまして、日本に漁船の P I 制度が新たに創設されるわけにございまして、保険料の問題につきましても十分慎重に専門家の御検討並びに水産庁の御検討を煩わして従来よりも手軽にしかも安く入れる、てん補内容も豊富だ、これは保険の常識から言つて非常にせいたくなこととございまして、そういうものであつてほしいといふふうには、実はブリタニヤクラブの保険を世話してまいりました団体の責任者として一言つけ加へて申し上げます。

○角屋委員 どうもありがとうございます。

○浅委員 次は中川利三郎君。

○中川(利)委員 きょうは参考人の皆さん、本当に御苦労さんでございました。

先ほど来いゝ率直な御意見を聞かしていただいてゐるわけでありまして、まず最初に私も大

日本水産会の森澤さんにお伺いします。

端的に言つて、日本の漁業外交ですね、これに對する認識はどうかということですが、先ほど来たあなたのお話の中にもありましたけれども、對ソ、對アメリカの漁業交渉が中心の課題になるわけですね。しかしいままでのそういうものを見ますと、日本はもう守勢一方だ。いつも言うことは、資源は何も減っていないんだとか、実績がこれこれだからということだけ。実際は押しまくられてしまつておる。ソビエトなんかの状況を見ますと、ペルーに新しい漁港をつくるなんてことも言つて、積極的な外交をやつておるわけですが、日本の水産行政、そういう漁業外交のあり方に対するあなたの御見解をお聞きしたい。これが第一。

第二番は、先ほど全漁連の及川さんも言つておつたわけですが、あの計画、このプランといふか、この中で、とにかく食糧問題大事だ大事だと言つていますが、一番大事なこととは、漁民が安心して食つていけるような状態をつくらなとだめだということを言つていましたね。ああいう御発言はやはり政府の施策との開き、あるいはいら立ち、こういうものを示したものだと思つてすけれども、率直に言つてあなたから見た、大日本水産会の立場から見た、いまの水産行政のレベルだとか現状に対する認識はどうか、この二つをひとつ簡単に森澤さんからお聞きしたいと思つてます。

○森澤参考人 第一点の漁業外交の問題でございますが、日本は二十数個の漁業条約に加盟してありまして、相手もいろいろございまして、二二国間条約、多数国間条約、いろいろあるわけでございます。したがって、政府もその対応にいとまなしという現状であると思つて、業界の立場から率直に申し上げまして、私たちは、やはり水産業を維持するための漁業交渉でございまして、立派な外交ではないかと、もう少し外務省を含めて日本政府全体が、水産業ももちろん大事でございますが、先ほど来何回も申し上げておる

食糧政策という面から十分な調査、研究、そういうものを背景にしてみても、強く交渉していただきたいものだということを原則的には感じております。しかし日ソ漁業交渉に見られるごとく、追つてくる漁期というものを背中に負いながら強硬な相手と交渉をするわけでございますので、おのずとこれは限界があると思つて、たとえば油田の開発であるとか天然ガスのシベリア開発等でございますれば別に期限はございませんので、それではまたこの次にお会いしてお話ししようといふこともできますけれども、漁業の交渉にはそれが許されなないという特殊な状況がございまして、やむを得ないと思つて、私らが非常に不満に思つては、何らの科学的な十分な根拠もなく、ただ一方的に強さで押しまくつてくるというたてば、いまのソビエトの出方、これにつきましても、率直に申し上げまして業界としては非常に不満でございます。さりとてこれを打ち破る伝家の宝刀もわが方にはなかなかないわけでございますが、要はひとつ水産庁だけにまかせるとは、外務省ももちろんタツツしておられますが、日本政府全体として食糧問題の見地から、もつと粘り強い、きめの細かいいろいろな経済協力、技術協力をも前提とした漁業外交を今後進めていただく必要がますます大きくなるであらう、こういうことを申し上げますと同時に、私は率直に申し上げますが、業界にも責任があると思つて、この度は、決められた条約、協定、そういうものを完全に履行する。これは業界から見れば非常に不満なものでございまして、一応政府間で決められた条約、協定、こういうものについては絶対に違反あるべからず、こういう姿勢を、漁業の責任者、船長はもちろんでございまして、経営者自体がもう一べん考え直して見る必要がある。そうしなければ、われわれが漁業外交の強力な展開などと申し上げても何ら迫力はないわけでございます。相手国から違反を指摘されるというふうなことで政府代表もがなばりようがないということでございますので、情勢が厳しくなればなる

ほど、強い外交が必要であると同時に、私はやはり業会の条約、取り決めの遵守に對する姿勢、こういうものが必要になつてくるであらう、こういうふうに考へております。

それから第二点の水産政策全般についての考へ方でございますが、昭和五十一年度の予算案におきましては、いろいろ政府の御努力並びに先生方のお力添えを得まして、数字的にはまだまだ農業に比べると非常に低つてございまして、将来大きく成長するたぐさんの予算の芽が提案されております。魚類安定基金なども、及川さんもまだ不十分だと申されたが、まことに不十分でございますが、私はこれは業界の努力と政府の努力によつて大きく大木に育て上げることができると考へて重要な施策である、こういうふうに考へております。これは一例でございますが、しかし千五百万の水揚げを揚げておる水産業の立場から見ると、もつともと予算の量においても内容においても水産政策というものの強い前進がございまして、率直に申し上げまして、農業の施策に比べて、政府の努力にもかかわらずまだまだ私たちがしては御要望したいことがたくさんあるというものが率直な感じでございます。

○中川利委員 次は全漁連の及川さんにお伺いするわけですが、四月一日から三日まで、おたくの専務の池尻さんが日本水産界の代表といふか、この中で、北海道沿岸の韓国の漁船による漁具被害交渉を韓国で行われたわけでありまして、その結果どのように道が開けたのか、同時にその際政府がどのようなかわり合いを持つたか、それに対する皆さんの御見解はどうか、この点が一つです。

二つ目は、先ほど来カンフル論が大分出ましたので、先ほど、政府のいま焦げつき整理の六百億や油が六百億、これについて後ろ向きだといふ御発言がありまして、抜本策への期待が述べられたわけでありまして、同時に、海洋法待ちじゃなしにいまから具体的な政府の施策をつくらなければ間に合はないのだという警告も寄せられたようでありまして、これについて私非常に同感でありまして、そういう点に對する政府の対応が本物になつておらない、これは私も認めるを得ないわけでありまして、これをひとつどういふ手だてで対応できるように持つていったらいいのかというところで、もし御見解がありましたらお示しいただきたい、こういうことであります。

以上、二点について……

○及川参考人 韓国との問題につきましては、新聞等にも出ておりますが、私のところの専務も行っておりますけれども、本来ああいう関係は大日本水産会が中心でやっておりますので、たゞ、いままでの日韓の関係はわが方がいわゆる加害者になつておる、向こうを痛めておるというやうなことでございまして、今度はこちらが痛められる、痛められる相手がどうも日本側であるといふやうなことから、しかも日本の沿岸の漁民であるといふことから、私の方の池尻君が行つたわけでございます。

話を聞きますと、お互いに仲よくといふことが、ひどいことにならぬやうにという程度のこと、今後具体的なことは別なペースで進められていくというだけのことだつたやうでございます。具体的な取り決めとかいふやうなものは別に今後の問題にならうかと思つてます。

それからいわれる抜本策の問題でございますが、いま私は、非常に私の焦りといふか、申しますと、もうすでに経済水域二百海里が世界の大部分だとするならば、また領海十二海里も世界の大勢だとするならば、それに対応する日本の国内の漁業秩序といふものはいままから準備しなければならぬのではないかと、そのときになって急に言つてもしょうがないんじゃないか。いわゆる今の漁業法にもたぐさん問題がございまして、いろいろな問題がある。私は非常にせつちかちかといふか、こういうことは漁業法一つ変えるにしましても、きょう言つてあすから変へら

れるというものでない、いまからあるべき時代に対応した施策というものを研さん、準備していく必要があるのじゃないか。その内容につきまして、はたさんごいいますけれども、一々私申し上げる段階でもございませぬ。また一つには、日本政府としてはまだ二百海里を認めなければ、日本に立ちやそのうちにも手がつかぬのかな、それにしやないかというのを、私は本当にこれは意見じゃなくて、先生もおっしゃるとおりいら立ちの気持ちで実は申し上げたというふうにお聞き取り願いたい。同時にまた何かいまから政府がやることがあるはずだ。先ほど角屋先生の御質問にもありましたように、現実にはたさんの問題が起きておる、これに対するいら立ちを私は申し上げたので、格別に自分独自の政策を持っておって申し上げたわけじゃございませぬ。その点どうぞ……。

○中川(利)委員 最後に日韓連の増田さんにお伺いしますが、四月七日から開かれた日韓マダグロ交渉、政府間交渉でありまして、これに先駆けて皆さんの団体の方で政府に、水産庁長官に意見書を出した。これ以上輸入が増大すれば、韓国のマダグロについて外国人漁業規制法の政令発動をすべきだ、こういう内容の意見書を出したと聞いておるわけですが、それに対する水産庁側の、政府の反応はどうであったかということが一つです。

二つ目は、私たちが七十五国会で議員立法としてつくりました外国人漁業規制法の一部改正、この政令発動がまだにございませぬけれども、これについてあなたはどうか考えるかということ。三つ目は、今度の漁業再整備法の減船第一号は皆さんのカツオ・マグロ業種が該当しておるわけでありまして、私非常に不思議に思っているのは、こういう韓国産の輸入マグロなんかを野放しにしておいて、そうして国内に減船だ、減船だと言ふことは、何か逆立ちしておるのじゃないか。果たし

てそういう状態で、何とかさういふ問題を野放しにしながら減船して効果がどれだけ出るのかはなはだ疑問だと思つておる。この点についてひとつお聞きしたいというわけでありまして、私の若干の試算であります、五十年度のマダグロ輸入の実績は約十万吨ですね。その半分の五方余トンの輸入規制をやれば、政府が言うところの三カ年間で二百六十隻、これは減船しなくても済むのじゃないかという、これは私の試算ですけれども、こういうものが出ておるもので、それを含めたあなたの方の御見解をひとつお示しいただきたいと思つておる。

以上です。
○増田参考人 三点御質問がございましたが、第一点は、日韓政府間による四月―六月の輸入量の取り決めの問題でございますが、本年の一月から三月までの実績等を勘案いたしますと、政府間で決めた輸入数量より相当大幅に実績が上回つておるといふ心配から出発したわけでございます。昨年私どもカツオ・マグロ業界はマダグロ類の韓国からの輸入について実力行使までやつてこれを阻止しようといふことまで構えたのであります。先生方の特段の御理解を得まして、いま御指摘もございまして、外国人漁業規制法の一部改正というものが国会を通過したわけでございます。現在はこの法律も現実には政令指定することなく、言うならば、たな上げされておるといふ実態でございますが、いま申しましたように、一月から三月までの輸入実績が当初の政府間の話よりも相当上回つておるといふことから、あるいは再び四月―六月の期間の輸入量が業界の考えている数字あるいは昨年の実績等から見るとはるかに上回るのではないか、やがては十二月になつてこれは大変だ、五割増した、八割増したではどうにもならぬといふことで、いま先生のお触れになりましたように、水産庁に對しまして私どもの業界としては、従来のこの問題の経緯から見ても、もし業界としてははただ十分であり、遺憾であるといふ形の事実があらわれれば、従来の経緯から見て当然

に外国人漁業規制法に基づく政令指定をすべきであると思われるが、したがって、さういふ業界の方でであるといふことを十分政府の方も理解して対韓国との交渉については非常に積極的に強腰でひとつ当たつてほしいという陳情というよりもむしろ意見を具申したわけでございます。で、さらに政府の方のあつせん等もございまして、私自身韓国の今回の交渉の代表団にも直接会いまして、業界の現状、減船までせざるを得ない実情等もお話しいたしました。さうしてまたこの減船をした結果漁獲量が減る、あるいは幸いにして魚価があるところまで上がるということになれば、それを奇貨として韓国がますます輸出の増大を図るといふことでは、いまご指摘のように議論は逆立ちするわけでありまして、さういふことのないように、私どもが減船すれば韓国側もそれに呼応して輸出量を自制する、縮減する、こういう体制でないと日本の業界はおさまらぬといふことを言つた次第でございます。聞くところによりますと、四月―六月の交渉の結果は大体前年並みの数字が出ておるといふことでございますが、その詳細を私ども必ずしもまだ十分理解しておりませんので、この点をよく検討した上で、先ほど申しました業界の意見というものと勘案して今後慎重に對應していきたい、こう考えております。

それから第二の問題でございますけれども、規制の発動についてどう考えるかという問題でありまして、私どもの業界の中には外国人漁業規制法を一刻も早く発動してほしいという空気が非常に強いわけですが、政府から言つて、いま政府間の交渉をやつておる最中であるし、もう少しさういふ実績を見てくれといふことではいま問題が中断しておるといふのが事実でございます。そして、減船につきまして私ども三カ年間で先ほど申しましたように二割を予定しているわけでございますけれども、ひとり韓国に限らず、日本が減船したから韓国、台湾等がどんどんそれに便乗して輸出を増強するといふことではこれはいけないと思つておる。私どももできるだけ韓国、台湾とも今後話

し合ひの場を持ちまして、日本の業界の実態、考え方を徹底して、両国の業界にもひとつそれに協力してもらつて努力を今後重ねていきたい、かように考えております。

○中川(利)委員 終わります。

○漁業委員 次は、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 参考人には長時間大変御苦勞さまでございませぬ。午前中貴重な御意見を陳述いただきまして、大変ありがたうございました。

まず、瀬野参考人にお尋ねしますけれども、海洋法制定後では遅いといふことを午前中申されまして、特に行政が先行するはずはないのでないかとまでおっしゃつて、ずいぶんいろいろと遠慮したような物の言い方をしておられましたけれども、経済水域二百海里というものは先ほどからもいろいろお話がございまして、これは先ほどからも問題となつております。これに對應して、沿岸漁業をどうするかといふことなんかが大変な問題になつてくるわけですが、いわゆるポスト海洋法の問題でございませぬが、動向を見てからではもう遅い、またなまぬるいといふことが言われております。

そこで、私どもぜひこの機会にさらにお尋ねをしておきたいのですけれども、先ほど及川参考人もしばしば焦燥感を感じておる、さうおっしゃつておられますけれども、焦燥感を感じておたり行政が先行しないといふことで何も傍観しておられるわけではないと思つておられます。私はこれらについては行政がさうであればあるほど大日本水産会としても各連合会とも連絡をとりながら、強力なマスタープランといふものをやはりつくつて、政府を叱咤した推進をさせていく、さういふようなことも当然いろいろと考えていかなければならぬ、かように思つておる。海洋法会議の途中であるからいろいろさういふことをやるとまたいろいろ影響もあることはよくわかりますけれども、さういふことについてはいろいろな意味から今後計画を作成をし、検討をしていくといふことは当然やつていくべき問題である、かように

の認める船が二百海里の中で操業するというふうな形にならなければ非常に問題が出るであろう、こういうふうな思いです。

それは単に一部分でございしますが、そういう一例を申し上げても、制度の改正というものは、将来大幅にやらなければなりません、漁業法は何しろ漁業の基本制度でございしますので、そう短兵急に拙速主義でやるわけにはまいりません。なるべく情勢を見詰めながら、私は水産庁に対しても早く詰めを行っていただきたいということをお願いしておりますが、いま先生御指摘の、昭和五十二年の許可の一斉更新に際しましては、漁業法の改正というのには恐らく間に合わぬと思ひます。したがって、一斉更新は現行法のもとでやらざるを得ない。漁業法ではございせんが、トン数速度条約というものがございまして、これが発効いたしますと、漁船のトン数が大きく変わります。これがやはり現在の漁業法のもとにおける許可制度にも重大な影響を及ぼして行くわけでございせんが、いずれにしても検討は急いで行わなければなりません、来年の一斉更新には間に合わぬというのが率直な私の見解でございせん。

○瀬野委員 森澤参考人の率直な個人の見解という事で承っております。

それでは、次に増田参考人にお尋ねいたしますが、漁業再建整備特別措置法案が今回提案されており方も自主減船についてですが、先ほどからいろいろ話がございまして、私もぜひお尋ねしておきたいのは、漁業政策あるいは食糧政策の観点から減船の限界をどこに求めるかということ、これは大変問題であります。そこで、将来にわたって維持存続すべき規模をどのくらいと業界では考えておられるかということをお聞きしたい、なかなかむずかしい問題だと思ひますけれども、特にこのカツオ・マグロについて韓国の規制、輸入をとめずに自国の減船をする、いわゆる自主減船をするということ、これは漁民としても、率直に憤りを感ずる問題です。それで、日本の漁民は自主減

船をしなければならぬときに輸入をしているという事、これはまことに忍びない。かといつて、輸入を全面的にやめるといふことにもまいらぬという事情はよく承知しておるわけですから、も、それで、その辺のことは、先ほどいろいろ御答弁がございまして、今回出されておられるこの漁業再建整備特別措置法によつていろいろ減船に対する手法がなされておられますけれども、今後予想される自主減船に当たつて、本法による措置にとらわれないこと、別途措置をしてほしいというふうなことを業界では言つておられるやに聞いておりますけれども、その辺のことについてひたひたお考えをお聞かせいただきたい、かように思つておられます。聞くところによると、サケ・マスの方では一応了解しているやに聞いておりますけれども、その辺ひとつ、水産庁おられるけれども、率直に御意見を承つておきたい、かように思ひます。

○増田参考人 カツオ・マグロの減船の問題については、午前中からいろいろ申し上げておりましたが、たゞいま先生の御指摘になりましたように、カツオ・マグロの現状、それから外国からの輸入の情勢の中で自主減船がどの程度で限界からいふ点でございせん、これは非常にむずかしい問題で、私も自身は、漁業経営の実態から考へていく場合と、それからもう一つは、海洋法が進展して、やがてどの程度の漁場制約があるか、その結果カツオ・マグロ漁船としてはどの程度のものが妥当であろうかということを一応考へるわけでございせん。先ほど申し上げましたように、二百マイルの経済水域とか、あるいは群島水域がそのまま実施されますと、おおよそ四割の漁獲量が減少する。もしそれをそのままの比率でやれば四割を減船せなければいけない、こういう問題に一応はなるわけでございせん。

それからもう一つは漁業経営ですが、そういう外国からのしわ寄せ以前に、漁業経営という立場で現実はどういう事態が起きてくるか、あるいは倒産なり係船というものが陸續としてあらわれてくる、こういう経営の問題の方がより早く現実問

題として出てくる。そういうことからあらわれる混乱というものをできるだけ私どもは予防したいし、それからまたわれわれのやれる範囲のことはまずやつていきたいということがそもそもこの減船が浮かび出した根拠でございせん。しかし、だんだんと話を詰めていきたいと思います。しかし、摘んだつたように、本日提案されております再建整備特別措置法の第七条では、指導とあるは、金融のあつせんというほかはその他の援助に政府は努める、こう言つておられますが、その援助とは何かといふのが私どもはなかなか実体がつかぬわけでございます。一般的に私どもが政府の補助とか――直接補助といふことを私はこの席で何回か申し上げておりましたが、そういうことであれば、補助なり補償なり、こういう問題をせびうたつてはしなかつたかと思つておりますが、援助といふことになりまして非常に弱い意味ではないか。現に五十一年度の予算の中では、私どもは減船に関連した事務費補助といふものが約三千万程度のもので予算に計上されておられます。そういう程度のもので指すのであれば、まさに私どもの方の期待とは実は大違つてきます。したがつて、このその他の援助の意味するところを、非常に細かくなりまして、できるだけ国の補償に、極限までひとつ近づけてもらいたいという希望が実はあるわけであります。その意味で午前中から私は、政府の方がこの減船に関連してひとつ前面上に出いていただいて、できるだけ直接補助といふものを主体にした減船にしたいとございせん。

それでは、別の規定がどうかという問題でございせんけれども、私どもはいま私が要望した形のようには、私はこの現実の結果は希望しているのでありまして、御審議の過程におきましては、援助といふものが私どもの望む直接の補助を意味するものであるといふことであれば、あとは私どもも予算折衝に全力を挙げるべきだ、かように考えている次第でございせん。

○瀬野委員 最後に及川参考人に一点だけお聞き

して質問を終わることにいたしますけれども、漁船主責任保険臨時措置法案が提案されておりますけれども、この中で、保険事故の種類の中で船主相互保険組合法においては、同法第二条の第四項に一号から四号まで保険事故の種類等が規定されて書いてありますが、今回提案されている本法は、試験実施という関係から具体的な規定が書いておりません。これは政府にも私いろいろただすことにしておりますけれども、どういふ事故が起きたときに金を出すのか、またどういふ事故が想定してほしいと考へておられるのか、本法立法に当たつていろいろ事前に協議なさつたと思つけれども、組合としてはどういふふうにお考えであるか、その点をお聞かせいただければ幸いです。

○及川参考人 残念でございせんが、その詳細については私実は存じておりません。特に私の方で問題になつておられますのは、人身事故の場合、すでに全水共等をやつておるノリコーという人身事故のことでございますが、片一方の方にもそれが入つてくるということ、その調整が非常に問題になつておるという点だけを私は承知しておりました、幸い水産庁が仲に入りまして、いま調停ができたということぐらいしか私その点については存じておりません。

○瀬野委員 では、以上で終わります。
○湊委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
参考人各位には長時間にわたり大変貴重な御意見を述べいただきましたことにありがとうございます。委員を代表いたしまして、この際厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)
○湊委員長 この際、林業改善資金助成法案、漁業再建整備特別措置法案、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び漁船船主責任保険臨時措置法案の各案を議題とし、順次補足説明を聴取

いたします。松形林野庁長官。

○松形政府委員 林業改善資金助成法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則第十五条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金または林業後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することをその目的といたしております。

次に、第二条におきましては、都道府県が貸し付けを行うこれらの資金をそれぞれ定義してあります。

まず林業生産高度化資金は、間伐の団地的な実施等林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいうことといたしております。

次に、林業労働安全衛生施設資金は、林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる防振チェーンソー等林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいうことといたしております。

また、林業後継者等養成資金は、林業後継者たる青年または林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、または近代的な林業経営に係る林業技術に従事するにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法または技術を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるもの

をいうことといたしております。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきまして定めております。

すなわち、政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金または林業後継者等養成資金の貸し付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができることといたしております。

第四条及び第五条におきましては、貸付金の貸し付け条件につきまして、その限度額、利率及び償還期間について定めております。

すなわち、一林業従事者等との限度額は、それぞれその資金の種類ごとに、農林大臣が定める額とすることといたしております。

また、利率につきましては、これらの資金の性格にかんがみ、これを無利子とするともに、償還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金にあつては五年を超えない範囲内、林業労働安全衛生施設資金にあつては七年を超えない範囲内、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とすることといたしております。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たって担保を提供させ、また保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支払いを猶予できること等の資金の貸し付け及び貸付金に係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めてあります。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行う場合には、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならないこととするともに、当該事業に係る事務の一部を森林組合連合会等に委託することができることといたしております。

第十四条及び第十五条におきましては、交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の

二倍に相当する金額または都道府県ごとに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とすること及び都道府県が当該貸し付けの事業を廃止したときは、政府の補助を受けた割合に応じて政府に納付金を納付しなければならないことについて定めてあります。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めておまして、この法律は、公布の日から施行することといたしております。以上をもちまして林業改善資金助成法案理由の補足説明を終わります。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありましており、経営が困難となつている中小漁業者についてその経営の再建を図るための緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金の融通の円滑化の措置、特定の業種に係る中小漁業者についての構造改善の促進のための措置及び漁船の隻数の縮減を必要とする業種についてその推進を図るための措置をその主要内容といたしております。

以下、その内容について概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案にいう中小漁業者の範囲についてであります。これは、第二条に規定いたしておりますように、漁業を営む個人または会社であつて、その常時従業者が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が三千トン以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合をいうものといたしております。

第二に、漁業経営再建のための措置についてであります。これは、第三条及び第八条に規定いたしております。すなわち、漁業経営の維持が困難となつている中小漁業者であつてその経営の再建を図ろうとするものは、漁業経営の状況、経営再建措置の概要等を記載した漁業経営再建計画を作成し、農林大臣または都道府県知事の認定を受け

ることができるといたしております。

この認定を受けた中小漁業者に対しては、融資機関が、固定化債務の整理等に緊急に必要な資金を利率年六・五%以内その他の貸し付け条件で貸し付ける場合において、政府は、都道府県または漁業者団体が当該資金について利子補給を行うのに必要な経費の全部または一部を補助することができることといたしております。

第三に、中小漁業者の構造改善の促進のための措置についてであります。これは、第四条及び第五条並びに第九条から第十一条までに規定いたしております。まず、中小漁業者のうち構造改善を図ること等により経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められる業種につきましては、これを特定業種として政令で指定することといたしております。構造改善を計画的に推進するために、特定業種ごとに、その構造改善の具体的方向を明示する必要があることにかんがみ、農林大臣は、おおむね五年を一期として中小漁業者構造改善基本方針を定めることといたしております。

次に、特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業者団体は、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができるといたしております。

この構造改善事業の円滑な実施を図るため、必要な資金の融通措置及び税制上の特別措置を講ずることといたしております。

すなわち、構造改善計画に従い、構造改善事業を実施するために必要な資金につきましては、農林漁業金融公庫または沖繩振興開発金融公庫が、それぞれ農林漁業金融公庫法または沖繩振興開発金融公庫法で定めるところにより貸し付けを行うものとしております。

税制上の特別措置につきましては、まず、構造改善計画に従つて行われる中小漁業者の合併、現物出資等につきまして、農林大臣が、経営の近代

化を著しく促進することとなることを認める場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することとしたしております。また、構造改善計画の認定を受けた漁業者団体の構成員である中小漁業者の有する固定資産につきましては、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができるといたしました。

第四に、漁業の整備計画についてありますが、これは第六条及び第九条に規定いたしております。まず、その漁業に関連する国際環境の変化、資源の状況等に照らし漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要であると認められる業種につきましては、政令で業種指定することとしたしております。この指定を受けた業種に係る漁業者を構成員とする漁業者団体は、当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整備事業について整備計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができることとしたしております。

この整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金につきましては、構造改善事業の場合と同じく農林漁業金融公庫または沖繩振興開発金融公庫が貸し付けを行うものとしたしております。なお、以上の構造改善計画または整備計画の円滑な達成を図るため、政府はこれに必要な助言、指導及び資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるべき旨の一般的援助規定を第七条に設けております。

第五に、国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対する措置であります。これは第十二条から第十四条までに規定いたしております。まず、このような離職者に対して、政府は就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めるものとしたしております。また、これらの離職者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者で船員になろうとするものがその有する能力に適合する

職業につくことを促進するため、政府は職業転換給付金を支給することができることとしたし、同時に、職業転換給付金に対する公課の禁止等の措置を講ずることとしたしております。なお、陸上の職業につきうとする離職者につきましては、雇用対策法に基づき同様の措置がとられることとなっております。

その他第十五条及び第十六条におきましては、整備計画及びこれに基づいてする行為に対する独占禁止法の適用除外等に関する規定、第十七条以下に報告の徴収及び罰則についての規定をそれぞれ設けております。附則におきましては、中小漁業振興特別措置法の廃止及び農林漁業金融公庫法の一部改正等所要の事項について規定いたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。第一は、中央漁業信用基金の業務の拡充であります。

まず、中央基金は漁業信用基金協会を相手方として、協会が漁業近代化資金に係る借り入れに對して行う債務の保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨の契約を締結することができることとしたしております。この保険関係における条件は、現在政府が行っている保証保険に係る保険関係の条件と同一の内容としたしております。

次に、中央基金は、保証保険の事業に関して保証金を設け、政府出資をもってこれに充てることとする。同時に、当該保証保険の業務と現在行っている融資保険の業務及び貸し付けの業務とをそれぞれ区分して経理させることとしたしております。

第二は、緊急融資資金の保険のてん補率の引き上げであります。まず、保証保険のてん補率は、従来地方公共団体の基金協会に対する出資の多少によつて一般には七割または五割とされておりましたが、漁業再建整備特別措置法第八条第一項の規定に基づき融資される資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国が指定するものにつきましては、これら資金の融通の円滑化を図るため地方公共団体の出資の有無にかかわらず八割に引き上げることとしたしております。

また、これら資金に係る融資保険のてん補率につきましても同様の趣旨により八割に引き上げることとしたしております。第三は、中小漁業融資保証特別会計に属する権利義務の承継等についてであります。まず、同特別会計による保証保険業務の中央基金への移行に伴い、中小漁業融資保証特別会計法を廃止するとともに、同会計の決算の処理方法等について規定しております。

次に、同特別会計に属する一切の権利義務を中央基金に承継させ、政府と協会との間で成立している保険関係を中央基金との間の保険関係として移行させることとしたしております。ほか、同特別会計の資産から負債を控除した残額に相当する金額は、保証保険に係る保証資金に充てるべきものとして政府から中央基金に対して出資されたものとする。こととしたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。次に、漁船船主責任保険臨時措置法案につきましても、提案理由を補足して御説明申し上げます。本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、全五章及び附則から成っておりますが、まず第一章におきましては、この法律の趣旨と定義とを定めております。この法律は、漁船の運航に伴つて生ずることのある漁船の所有者または借受人の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船船主責任保険事業及び漁船保険中央会によるその再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めることをその趣旨としております。また、漁船船主責任保険は、漁船の所有者または借受人が、その所有し、借り受け、もしくは用船し、もしくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、または当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する保証と定義し、漁船船主責任保険は、漁船の所有者または借受人であつてその所有しまたは借り受けする漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の事故が生じた場合に一定の金額を支払う保証と定義してあります。

第二章におきましては、漁船保険組合の行う漁船船主責任保険事業等につきまして、その実施の手續と事業の内容を定めております。実施の手續といたしましては、漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行おうとするときは、総会の議決を経て、事業計画及び保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならないこととしてあります。

次に、事業の内容であります。被保険者は、漁船船主責任保険におきましては漁船の所有者または借受人とし、漁船乗組船主保険におきましてはこれらの者のうち当該漁船の乗組員であるものとしており、保険契約者はいずれの保険におきましても組合員等であつて保険契約の成立によつて被保険者となる者に限つてあります。

なお、漁船乗組船主保険につきましては、漁業

における就労の特殊性により特に設けることとしたという事情にかんがみ、漁船船主責任保険と一体的に契約するのとなれば、保険契約を締結することができないこととしております。

第三章におきましては、漁船保険中央会の行う再保険事業につきまして、その実施の手續と事業の内容を定めております。

実施の手續といたしましては、漁船保険中央会が再保険事業を行うおとすときは、総会の議決を経て再保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬこととしております。

次に、事業の内容であります。再保険契約は、漁船保険組合段階において保険契約が成立したときに当然成立することとし、所要の規定を設けることとしております。

第四章におきましては、国の援助、印紙税の非課税措置等について規定いたしております。

第五章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、この法律案の施行期日及び失効について定めております。

この法律は、昭和五十一年十月一日から施行し、その日から五年を超えない範囲内で別に法律で定める日に失効することとしております。

以上をもちまして、漁船船主責任保険臨時措置法案の提案理由の補足説明を終わります。

○浸委員長 以上で、各案の補足説明は終わります。

各案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

林業改善資金助成法案

第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止を目的とする。

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号 昭和五十一年四月二十八日

的として自主的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は林業労働に係る安全衛生施設を導入することを促進し、並びに林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となることを助長するため、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義) 第一条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式(当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む)を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「林業労働安全衛生施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「林業後継者等養成資金」とは、林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

(政府の助成) 第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、その組織する団体その他政令で定める者以下「林業従事者等」という。に対する林業生産高度化資金、林業労働安

全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができ、ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(貸付金の限度) 第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下貸付金)という。の一林業従事者等ことの限度額は、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林大臣が定める額とする。

(貸付金の利率及び償還期間) 第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金にあつては五年を超えない範囲内、林業労働安全衛生施設資金にあつては七年を超えない範囲内、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(担保又は保証人) 第六条 第三項第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付け金の貸付を受ける者(政令で定める者を除く。)に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請) 第七条 第三項第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。

(貸付けを行う場合) 第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者、以下同じ。)が申請に係る林業生産高度化資金をもつて林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るため

の林業生産の方式又は当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を導入することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

2 林業労働安全衛生施設資金の貸付けは、その申請者が申請に係る林業労働安全衛生施設資金をもつて林業労働に係る安全衛生施設を導入することに、林業労働に係る労働災害の防止を図るための改善措置を講ずる見込みがある場合に限り、行うものとする。

3 林業後継者等養成資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の林業経営に係る林業労働に従事する者が申請に係る林業後継者等養成資金をもつて近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得することにより近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行うものとする。

(期限前償還) 第九条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくして貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予) 第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(違約金) 第十一条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合

をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金、前条の規定による違約金を含む。及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。
(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五百四十四条第一項第二号の事業を行う森林組合連合会その他の林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の森林組合連合会その他の林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。
(補助金の額)

第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)
第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還

金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第六十一条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第 号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

理由
最近における林業経営の状況等にかんがみ、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業再建整備特別措置法案
漁業再建整備特別措置法
(目的)
第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要な資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講ずることにより、漁業の再建整備を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。
一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。の合計総トン数が三トトン以

下であるもの
二 漁業を営む漁業協同組合
三 漁業生産組合
(再建計画)
第三条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図らうとするものは、農林省令で定めるところにより、漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)を作成し、これを、政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 漁業経営の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の状況
四 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要
五 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項
六 その他農林省令で定める事項
3 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なるものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
4 前三項に規定するもののほか、再建計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
(構造改善基本方針)
第四条 農林大臣は、おおむね五年を一期として、沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種であつて次の各号のすべてに該当す

るものとして政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)ごとに、当該特定業種に係る中小漁業について中小漁業構造改善基本方針(以下「構造改善基本方針」という。)を定めなければならない。
一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行われていること。
二 当該業種に係る中小漁業につき、構造改善を図るとともに、これと併せて沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に関し改善を行うことにより、経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められること。
2 構造改善基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化等経営の近代化に関する事項
二 資本構成の是正その他の財務内容の改善に関する事項
三 漁船その他の施設の合理化に関する事項
四 その他沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本事項
3 農林大臣は、中小漁業に係る漁業事情、経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、構造改善基本方針を変更するものとする。
4 農林大臣は、構造改善基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興法第九号の意見を聴かなければならない。
5 沿岸漁業等振興法第九号の沿岸漁業等振興法第十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
6 沿岸漁業等振興法第九号の沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関し農林大臣に意見を述べることができ。
7 農林大臣は、第一項の規定により構造改善基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

る。

(構造改善計画)

第五条 特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」という。)は、その構成員である中小漁業者が営む特定業種に係る漁業(以下「特定業種漁業」という。)に係る経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業(以下「構造改善事業」という。)について中小漁業構造改善計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 構造改善事業の目標
- 二 構造改善事業の内容及び実施時期
- 三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める経営の近代化に関する事項に照らし適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものと認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画)

第六条 その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要であるものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人は、その構成員である漁業者が営む当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整

備に関する事業(以下「整備事業」という。)について整備計画を作成し、これを農林大臣に提出して、その整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備事業の目標
- 二 整備事業の内容及び実施時期
- 三 整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が、当該漁業の存立を図るため必要なものであること(当該漁業が特定業種漁業である場合にあつては、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める事項に照らし適切なものであること)その他の政令で定める基準に該当するものと認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(援助)

第七条 政府は、第五条第一項又は前条第一項の認定に係る構造改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(助成措置)

第八条 政府は、都道府県(第三条第一項の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会(水産業協同組合法、昭和二十三年法律第百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。)その他の農林大臣が指定する法人。以下この項において同じ。)に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業

を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第三条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

(資金の貸付け)

第九条 農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第二十一号)で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

- 一 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等。その構成員である中小漁業者であつて当該認定に係る特定業種漁業を営むもの又は当該中小漁業者を構成員とする政令で定める法人当該認定に係る構造改善計画に従い構造改善事業を実施するために必要な資金
- 二 第六条第一項の認定を受けた法人、その構成員である漁業者であつて当該認定に係る漁業を営むもの又は当該漁業者を構成員とする政令で定める法人 当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金

(合併等の場合の特例)
第十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者、漁業協同組合及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次

ものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人(会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。)を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者の経営の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による出資をする特定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定を併せてすることができる。

3 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

(減価償却の特例)

第十一条 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(就職のあつせん等)

第十二条 政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあつせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(職業転換給付金)

第十三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、前条に規定する者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者であつて船員職業安定法昭和二十三年法律第百三十号第六條第一項に規定する船員とならうとするものがその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対して、次に掲げる給付金以下「職業転換給付金」といふを支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 職業転換給付金の支給に関し必要な基準は、運輸省令で定める。
3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

(雇用対策法の準用)
第十四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十六條及び第十七條の規定は、職業転換給付金について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第六條第一項の規定に係る整備計画及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
(公正取引委員会との関係)

第十六条 農林大臣は、第六條第一項の認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

(報告の徴収)
第十七条 農林大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

2 農林大臣は、第五條第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は第六條第一項の認定を受けた法人に対し、構造改善計画又は整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。
3 海運局長(運輸省設置法昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(罰則)
第十八条 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。
第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 中小漁業振興特別措置法の廃止
(中小漁業振興特別措置法の廃止)
第五十九号。以下「旧法」といふは、廃止する。(中小漁業振興特別措置法の廃止に伴う経過措置)
3 第十条及び第十一条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日(その日までに、この法律の施行の際旧法第四條の二第一項に規定する漁業協同組合等である者で同項の認定を受けているものが当該

認定に係る漁業につき第五條第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日までの間は、この法律の施行の際旧法第四條の二第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、第五條第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。
第七十六條の二「(公害防止資金に係る保険関係を除く)を「公害防止資金及び次條に規定する資金に係る保険関係を除く」に、同條第四項」を「第七十條第四項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(漁業再建整備特別措置法第八條第一項に規定する資金に関する特例)
第七十六條の三 第七十條第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び前條に規定する資金に係る保険関係を除く)であつて、漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第百八號)第一項に規定する資金に係る債務の保証に係るものについての第七十條第四

項の規定の適用については、同項中「地方公共団体が会員となつて協会のあつて政令で定めるものについては、百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金以下「公害防止資金」といふ)に係る保険関係にあつては、百分の八十」とし、その他の協会については、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)とあるのは、「百分の八十」とする。
第六 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。
第十八條第一項第五号の三の次に次の一号を加える。
五の四 漁船の隻数の縮減に伴い必要を資金であつて主務大臣の指定するもの。
第十八條第二項中「及び第五号から第八号まで」を、「第五号から第五号の三まで及び第六号から第八号まで」に改め、同條第三項中「中小漁業の経営の近代化」を「漁業の再建整備」に改める。

別表第二中
八 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第五條に規定する資金に該當する資金であつて第十八條第一項第五号の二又は第八号に掲げるものうち主務大臣の指定するもの
(八) 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第百八號)第九條各号に規定する資金に該當する資金であつて第七十條第一項第五号の二、第五号の四、第七号又は第八号に掲げるものうち主務大臣が指定するもの
(一) 漁船の改造、建造若しくは取得又は漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成若しくは取得に係るもの、(二)に掲げるものを除く。
(三) 漁船の隻数の縮減に係るもの
漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの

Table with columns for years and percentages, detailing the implementation of the new law. It shows the transition from the old law to the new law, with specific dates and percentages for various provisions.

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

7 この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金融公庫法第十八条第三項及び別表第二の第八号の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

8 (総理府設置法の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)」を「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)」に、「行なう」を「行」に改める。

理由

漁業の経済的諸条件の著しい変動等に対処して、漁業の再建整備を図るため、中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三章 中小漁業融資保証保険(第七十條―第七十八條)を削り、「第四章」を「第三章」に改める。
目次中、第四節 業務(第六六條―第六十四條)「第四節 業務」を削り、「第六六條―第六八條」を「第一款 通則(第六六條―第六八條)」「第二款 保証保険(第六八條の二―第六八條)」「第三款 融資保険(第六九條―第七十四條)」を

の十)に改める。

目次中、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一条中、「その債務を保証し、かつ、その保証につき政府が保険を行う制度を確立するとともに、その健全かつ円滑な運営に資するための措置を講じ」を「その債務を保証する制度及び中央漁業信用基金がその保証等につき保険を行うとともにその保証につき必要な資金の融通を行う制度を確立し」に改める。

第二十一条第十号中「中小漁業融資保証保険」を「第六六條第一号に規定する保証保険」に改める。
第四十三條中「政府」を「中央漁業信用基金」に、「第七十四條」を「第六八條の七」に改める。
第四十三條の二第一項中「第六六條第二号」を「第六六條第三号」に改める。
第三章の章名を削る。
第六十九條から第七十八條までを次のように改める。

第六十九條から第七十八條まで 削除
第四章 中央漁業信用基金(第三章 中央漁業信用基金)に改める。
第七十九條中「農林中央金庫が行う漁業近代化資金等に係る貸付け等」を「協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等」に、「その行う債務の保証の業務」を「当該業務」に、「円滑な融通を図る」を「融通を円滑にする」に改める。

第五十五條中「刑法の下に(明治四十年法律第四十五号)」を加える。
第六六條の前に次の款名を付する。
第一款 通則

第六六條第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号中「第六九條から第七十四條まで」を「第三款」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。
一 保証保険(次款の規定による保険をいう。以下同じ)

第七七條第一項中「主務大臣の認可を受けて」を「業務方法書の定めるところにより」に、「前条第一号」を「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険」に改める。
第八八條第二項第一号を次のように改める。
一 保険関係が成立する保証及び貸付け又は手形

形の割引の範囲
第八八條第二項第三号を同項第八号とし、同項第二号中「第六六條第三号」を「第六六條第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。
二 保険事故
三 保険金額の保険価額に対する割合
四 保険料に関する事項
五 保険金に関する事項
六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項

第八八條の次に次の一款及び款名を加える。
第二款 保証保険(保険契約)

第八八條の二 中央基金は、事業年度の半期ごとに、協金を相手方として、その協金が漁業近代化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金金額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。)による債務の保証をすることにより、その協金が借入金手形の割引の場合には、手形債務)及び遅延利息以外の利息、借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る。)で政令で定めるもの(以下「借入金等」という。)につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 中央基金は、事業年度の半期ごとに、協金を相手方として、その協金が漁業近代化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金金額又は一の

手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。)による債務の保証をしたことを中央基金に通知することにより、その協金が借入金等につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協金が借入金等につき保証をした金額を保険価額とし、協金が被保証人に代わつてする借入金等の全部又は一部の弁済(手形の割引の場合には、支払。以下この款において同じ。)を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつて協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金以下「公害防止資金」という。)に係る保険関係にあつては、百分の八十とし、その他の協会については、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)とする。

(保険料)
第八八條の三 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)
第八八條の四 中央基金が第八八條の二第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協金が被保証人に代わつて弁済をした借入金等の額から協会がその支払の請求をする時までに被保証人に対する求償権、弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。を行使して取得した額を控除した残額に、第八八條の二第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会

が借入金等のほか第百八条の二第二項の政令で定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金等の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。
(保険金支払の請求)
第百八条の五 協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。
3 中央基金は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。
(協会の求償)
第百八条の六 協会は、第百八条の二第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。
(回収金の納付)
第百八条の七 保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人に対する求償権(協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を行使して取得した額(協会が借入金等のほか、第百八条の二第一項の政令で定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、当該弁済をした借入金等の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額)に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第百八条の四第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を中央基金に納付しなければならない。
(契約の解除等)
第百八条の八 中央基金は、協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第百八条の二

第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて保険契約を解除することができ。
(災害資金に関する特例)
第百八条の九 第百八条の二第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び次条に規定する資金に係る保険関係を除く。)であつて、次に掲げる者の事業(第一号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの(以下「災害資金」という。)に係る債務の保証に係るものにおいては、第百八条の二第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。
一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所地又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの
二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうち同号に掲げる者を含む水産業協同組合
(緊急融資資金に関する特例)
第百八条の十 第百八条の二第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。)であつて、漁業再建整備特別措置法昭和五十一年法律第 号(第八條第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等)に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に

係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第百八条の二第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。
第三款 融資保険
第百九条第三項中「漁業再建整備特別措置法第八條第一項」を「前条」に改める。
第百一一条中「漁業再建整備特別措置法第八條第一項」を「第百八条の十二」に改める。
第百一十四条中「第七十三條」を「第百八条の五」に、「第七十六條」を「第百八条の八」に、「第七十七條」を「第百八条の二第一項」に改める。
第百一十九條第三項中「融資保険の事業と第百六條第二号の貸付けの事業とを」とを「保証保険の事業、融資保険の事業及び第百六條第三号の貸付けの事業をそれぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百六條第二号」を「第百六條第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「保証資金」を「当該保証資金」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中央基金は、保証保険の事業に関して、保証資金を設け、政府が当該保証資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。
第五章 雑則
「第四章 雑則」に改める。
「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。
「第百二十九條第一項中「五万円」を「十万円」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次中「第六十九條」を「第七十八條」に改め、「第三章 中小漁業融資保証保険第七十條」を「第七十八條」を削り、「第四章」を「第三章」に改める改正規定、目次中「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める改正規定、第一条、第二十一條第十号及び第四十三條の改正規定、

第三章の章名を削る改正規定、第六十九條から第七十八條までの改正規定、「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央漁業信用基金」に改める改正規定、第百五條の改正規定、「第五章 雑則」を「第四章 雑則」に改める改正規定並びに「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める改正規定並びに「第六條 罰則」を「第五條 罰則」に改める改正規定並びに次条、附則第三條及び附則第五條から附則第九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(中小漁業融資保証保険特別会計法の廃止)
第二条 中小漁業融資保証保険特別会計法(昭和二十七年法律第三百四十七号。以下「特別会計法」という。)は、廃止する。
2 中小漁業融資保証保険特別会計(以下「特別会計」という。)の昭和五十一年四月一日に始まる会計年度は、特別会計法の廃止の日(前日)に終わるものとする。
3 特別会計の昭和五十一年度以前の年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。
(特別会計に属する権利義務の承継等)
第三条 特別会計法の廃止の際現に特別会計に属する権利及び義務は、その廃止の時において、改正後の中小漁業融資保証法(以下「新法」という。)により新法第百六條第一号に規定する保証保険を行うこととなる中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)が承継する。
2 前項の規定により中央基金が特別会計に属する権利及び義務を承継したときは、その承継に係る特別会計の資産の価額からその承継に係る特別会計の負債の価額を控除した残額に相当する金額は、その承継の時において政府から中央基金に新法第百九條第一項の保証資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
(緊急融資資金に関する特例)
第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までの間は、中小漁業融資保証法第七十六條の三の規定の適用については、同条中「漁業再建整備特別措置法(昭

和五十一年法律第 号)第八條第一項に規定する資金」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第八條第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するもの」とする。

(経過措置)
第五條 第六十九條から第七十八條までの改正規定の施行の際に成立している中小漁業融資保証法の規定は、新法第三章第四節第二款の規定により成立した保証関係とみなされ、前項の規定により新法第三章第四節第二款の規定により成立した保証関係とみなす。

2 前項の規定により新法第三章第四節第二款の規定により成立した保証関係とみなされた保証関係のうち漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)附則第三条に規定する保証関係に該当する保証関係については、新法第八條の二第三項及び第四項、第八條の四並びに第八條の七の規定の適用については、新法第八條の二第三項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第四項中「百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金以下「公害防止資金」という。に)に係る保証関係にあつては、百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の五十(公害防止資金に係る保証関係にあつては、百分の六十)」とあるのは「百分の五十」と、新法第八條の四第一項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第二項及び新法第八條の七中「借入金等」とあるのは「借入金」と、「第八條の二第一項の政令で定める利息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充

てるための特別会計等から一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)
第七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等から一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「中小漁業融資保証特別会計」を削る。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)
第八條 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第七條第二号中「第七十四條」を「第八條の七」、「政府」を「中央漁業信用基金」に改める。

(農林省設置法の一部改正)
第九條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号中、「中小漁業融資保証保険事業」を削る。
第四条第六十六号中、「中小漁業融資保証保険事業」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第七十七條中第九号を削り、第九号の二を第九号とし、同条第十号中「及び中小漁業融資保証特別会計」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、中小漁業者等の漁業経営等に必要資金の融通の円滑化を推進するため、政府が行つてい中小漁業融資保証法の業務を中央漁業信用基金に行わせることとするともに、中小漁業融資保証特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を中央漁業信用基金に承継させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁船船主責任保険臨時措置法案

漁船船主責任保険臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業(第三条-第十七条)
- 第三章 漁船保険中央会の再保険事業(第十八条-第二十三条)
- 第四章 雑則(第二十四条-第二十六条)
- 第五章 罰則(第二十七条)

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、漁船の運航に伴つて生ずることのある漁船の所有者又は借受人の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船船主責任保険事業等及び漁船保険中央会によるこれらの事業に係る保険責任についての再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第一項に規定する漁船をいう。
2 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する保険をいう。

3 この法律において「漁船船主責任保険」とは、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う保険をいう。

第二章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業等

(漁船船主責任保険事業等)
第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四条の規定により漁船保険事業を行うほか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主責任保険事業を行うことができる。ただし、漁船乗組船主責任保険事業は、漁船船主責任保険事業と併せて行うのでなければ、これを行うことができない。
(認可)
第四条 漁船保険組合は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主責任保険事業を行うときは、農林省令で定めるところにより、事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主責任保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主責任保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならない。
3 第一項の認可は、漁船保険組合が行う漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主責任保険事業が第一條に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行われることを旨としてしなければならない。
(事業計画の遵守)
第五条 前条第一項の認可を受けた漁船保険組合(以下「認可組合」という。)は、その事業計画に従つて漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主責任保険事業を行わなければならない。

(事業計画の変更)
第六条 認可組合は、その事業計画又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主責任保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。
2 第四條第二項及び第三項の規定は、前項の認可の取消し)。

第七条 農林大臣は、認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組主責任保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組主責任保険約款に違反したときは、第四条第一項の認可を取り消すことができる。

(被保険者の資格)
第八条 漁船船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人(これらの者が当該漁船以外の漁船を用船し又は当該漁船以外の漁船につき回航を請け負う者であるときは、漁船船主責任保険約款で定める要件に該当する場合に限る。)とする。

2 漁船乗組主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものとする。

(保険契約者の資格)
第九条 漁船船主責任保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船の所有者又は借受人であつて次の各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成立によつて被保険者となる者に限るものとする。

一 当該認可組合の組合員(漁船損害補償法第九十六条第二項(同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。))又は同法第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。次号において同じ。

二 当該認可組合の組合員以外の者であつて、当該認可組合の区域内にその者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるもの
2 漁船乗組主責任保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船乗組主責任保険の被保険者たる資格を有する者であつて前項各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成立によつて被保険者となる者に限るものとする。

(漁船乗組主責任保険の締結の制限)
第十条 認可組合は、漁船船主責任保険を申し込む者が併せて漁船乗組主責任保険を申し込む場合又は漁船船主責任保険を当該認可組合との間で締結している者第十二条の規定によりその者の当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者を含む。)が漁船乗組主責任保険を申し込む場合でなければ、その者と漁船乗組主責任保険の保険契約を締結してはならない。

(保険契約の成立)
第十一条 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組主責任保険の保険契約は、当該保険契約を認可組合との間に締結することができる者から当該認可組合が保険料(漁船船主責任保険約款又は漁船乗組主責任保険約款の定めるところに従い、保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を受け取つた時に成立する。

(漁船船主責任保険の保険関係に関する権利義務の承継)
第十二条 漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船の譲受人は、認可組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る当該保険関係に關して有する権利義務を承継することができる。ただし、認可組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定は、漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合について準用する。

(保険期間)
第十三条 漁船船主責任保険の保険期間及び漁船乗組主責任保険の保険期間は、それぞれ一年とする。ただし、認可組合は、農林省令で定めるところにより、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組主責任保険約款で別段の定めをすることができる。

(純保険料率)
第十四条 漁船船主責任保険の純保険料率及び漁船乗組主責任保険の純保険料率は、認可組合が、漁船船主責任保険の保険責任及び漁船乗組主責任保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して、漁船船主責任保険約款及び漁船乗組主責任保険約款でそれぞれ定める割合とする。

(認可組合の責任)
第十五条 認可組合は、漁船船主責任保険においては、戦争、変乱その他第二条第二項の農林省令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなればならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する。

2 認可組合は、漁船乗組主責任保険においては、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第二条第三項の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払ふ。

3 前二項の規定によりてん補すべき損害の範囲及び支払すべき金額の基準に關して必要な事項は、農林省令で定める。

(經理の区分)
第十六条 認可組合は、漁船損害補償法第五十五条の二の規定によるほか、漁船船主責任保険事業と漁船乗組主責任保険事業とを区分して經理するとともに、これらの事業を他の事業と区分して經理しなればならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)
第十七条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組主責任保険約款について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的統替は、政令で定める。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十四条まで及び第九十七条から第九十九条まで並びに商法明治三十二年法律第四十八号(第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組主責任保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的統替は、政令で定める。

3 認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組主責任保険事業を行う場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組主責任保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款、漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組主責任保険約款」とする。

第三章 漁船乗組主責任保険の再保険事業
(再保険事業)
第十八条 漁船乗組主責任保険中央会以下「中央会」という。は、漁船損害補償法第三十二条に規定する事業のほか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険及び漁船乗組主責任保険に係る再保険事業を行うことができる。

(認可)
第十九条 中央会は、前条の再保険事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、再保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保険約款につき、総合の議決を経なければならない。

3 第六条第一項及び前項の規定は再保険約款の変更について、第七條の規定は第一項の認可の取消しについて、それぞれ準用する。

(再保険契約の当然成立)
第二十条 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組主責任保険契約が認可組合と保険契約者との間に成立したときは、中央会と当該認可組合との間に、当該保険契約により認可組合が負う保

險責任を再保険する再保険契約が成立するものとする。

(純再保険料率)

第二十一条 純再保険料率は、中央会がその再保険責任に係る危険の態様を勘案して再保険約款で定める割合とする。

(経理の区分)

第二十二条 中央会は、第十八条の再保険事業につき漁船船主責任保険に係るものと漁船乗組船主保険に係るものとを区分して経理するとともに、その再保険事業を他の事業と区分して経理しなければならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)

第二十三条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、再保険約款について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 漁船損害補償法第五十一条、第七百七条第一項、第七百八条、第七百九条、第七百九条及び第七百九十二条から第七百九十一条まで並びに商法第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、第十八条の再保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 中央会が第十八条の再保険事業を行う場合における漁船損害補償法第三十八條第七項において準用する同法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

第四章 雜則

(国の援助)

第二十四条 国は、この法律による漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業並びに再保険事業の適切な実施を確保するため、認可組合及び中央会に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、認可組合又は中央会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第二十六条 この法律による漁船船主責任保険及び漁船船主責任保険に係る再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした認可組合又は中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十六条又は第二十二條の規定に違反したとき。

二 第二十七條第二項又は第二十三條第二項において準用する漁船損害補償法第八條又は第九條の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第八号中「及び漁船積荷保険」を、「漁船積荷保険、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険」に改める。

5 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八條本文中「基いて」を「基ついて」に改め、同項ただし書中「但し、」を「ただし、」特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの及び「」に「基いて」を「基ついて」に改める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船の運航に伴う船主等の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行い、漁船保険中央会が当該漁船船主責任保険事業等による保険責任についての再保険事業を行うことができることとするための措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員會議録第五号中止誤

不 段 行 誤

一八 四 八 影響を及ぼす 影響を及ぼす

元 二 二 七年間において 七年間において

元 四 一 がかかって がかかった

昭和五十一年五月七日印刷

昭和五十一年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局